
栗東市
ひとが輝くパートナープラン

《栗東市男女共同参画プラン 第6版》案

令和2（2020）年12月

栗東市

市民憲章

わたしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 一. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

昭和 52 (1977) 年 1 月 1 日制定、平成 13 (2001) 年 10 月 1 日市政施行に伴い改正

栗東市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、
互いに認めあい、支えあい、自分らしく、
いきいきと生きることができる栗東市民であるために、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一. 性別による役割分担意識や制度、慣習にとらわれないまちをつくります。
- 一. 家庭、地域、学校、職場等で、ともに参画し、責任を分かちあうまちをつくります。
- 一. 男女平等の理念に基づいて、子どもを育てるまちをつくります。
- 一. 国際社会の一員として、ともに地球環境を守るまちをつくります。

平成 14 (2002) 年 3 月 22 日制定

目次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置付けと期間	2
3 プラン策定の経緯	2
4 男女共同参画をめぐる状況	3
5 栗東市における男女共同参画の現状と課題	9
第2章 基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本理念達成に向けた計画のあり方	38
3 全体を通じた重要な視点	39
4 基本理念達成に向けた基本目標と基本施策	40
5 施策体系	44
第3章 プランの内容	45
基本目標1 人権の尊重と意識の醸成	45
基本目標2 多様な暮らし方・働き方の実現	49
基本目標3 参画と協働による地域づくり	55
基本目標4 安全安心な暮らしの実現	58
基本目標5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	62
第4章 関連指標	65
1 成果指標	65
2 成果指標に大きく起因する取組み指標	67
第5章 推進体制	68
1 庁内推進体制の充実	68
2 市民・地域等との連携	68
3 国・滋賀県等、関係機関との連携	68
資料編	69
1 用語解説	69
2 SDGs（持続可能な開発目標）について	73

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成7（1995）年に「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」を策定し、これまで、社会情勢等の変化に対応しつつ改訂を行い、平成28（2016）年3月には第5版を策定しました。また、平成14年（2002）年には、県内で2番目に「栗東市男女共同参画都市」を宣言するなど、市民とともに様々な取組みを展開してきました。

しかしながら、令和元年のアンケート調査では、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、女性では、「同感しない」が6割近いものの、男性では、「同感する」「同感しない」が拮抗しています。また、家事・育児・介護等の家庭責任が女性に偏っているなど、固定的な性別役割分担意識の根深さが改めて浮き彫りになっています。さらには、配偶者等からの暴力をはじめ、ジェンダーに起因するあらゆる暴力の根絶が、重要な課題となっています。

また、女性の労働力率のM字カーブ*の谷底が、全国や滋賀県の平均値より低いという状況が続いています。現在、本市は人口増加傾向にあるものの、今後、急速に進展すると考えられる少子高齢化や人口減少社会に備え、持続可能な社会を形成するために、最大の潜在力である女性の力が十分に発揮されることが必要です。そのためには、誰もがライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方や働き方ができ、安心して家庭と仕事を両立できる環境づくりが急務です。おりしも、地方創生の取組みに焦点を当てた「第2期栗東市総合戦略」においても、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとする様々な施策によって、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを目標のひとつとしています。

さらに、持続可能な地域社会づくりに向けては、女性をはじめ多様な視点を取り入れ、ともに参画し協働する地域づくりが必要不可欠です。特に防災分野では、平時からの福祉や教育、まちづくり等の分野と不可分であり、地域活動における女性の参画拡大は、防災に多様性をもたらす「誰も取り残さない防災」につながるものです。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な面において特に女性への影響が深刻である様相が確認されています。

こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを一層加速させるため、このたび「栗東市 ひとが輝くパートナープラン（栗東市男女共同参画プラン 第6版）」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。性別やジェンダーに関わりなく誰もが多様な選択を可能にし、個性と能力が十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ男女共同参画社会を実現するため、あらゆる分野において男女共同参画の視点を反映し、総合的・計画的に本プランを推進していきます。

*M字カーブ：女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を折れ線グラフにしたとき、結婚・出産・子育て期に当たる年代にグラフの線（値）が低くなり、育児が落ち着いた時期に再び高くなってアルファベットの「M」の字に近くなることからこう呼ばれる。就労する子育て世代の女性が増えると、M字カーブの谷底（労働力率が低くなった部分）は浅くなる。

2 プランの位置付けと期間

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定められた市町村推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める市町村基本計画です。

策定にあたっては、本市の最上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめ、「栗東市人権擁護計画」や「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する諸計画との整合を図りました。

本プランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。ただし社会情勢の変化や本プランの進捗状況の評価・検証等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

「栗東市 ひとが輝くパートナープラン」の計画期間

(年度)									
平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
第5版									
				策定	第6版				

3 プラン策定の経緯

本プランの策定にあたっては、5期にわたる取組みを検証するため「栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」（令和元(2019)年度実施）や関係事業所に対するアンケート調査（令和元(2019)年度実施）を行い、パブリックコメントの実施などにより、広く市民の意見やニーズを把握しました。

また、庁内各課において前プランの検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、社会情勢の変化などに対応するため施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、有識者や関連団体代表、公募市民らで構成される栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会において数次にわたって審議を重ね、本プランを策定しました。

4 男女共同参画をめぐる状況

(1) 国際的な動向

国際連合（国連）は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その後の 10 年間に「国際婦人の 10 年」として、女性の地位向上を目指す取組みを展開しました。

昭和 54（1979）年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進を目指す「北京宣言」及び平成 12（2000）年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、平成 12（2000）年に開催された国連特別総会の「女性 2000 年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、完全実施に向けてさらなる行動を実施することが約束されました。

そして、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 20 年目に当たる平成 27（2015）年には、「北京+20」として、第 59 回国連婦人の地位委員会において、これまでの取組状況に関する評価・検証を行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27（2015）年の 9 月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（課題）」が採択され、この中で平成 27（2015）年から令和 12（2030）年までの国際目標として、SDGs（エス・ディー・シーズ）が示されました。

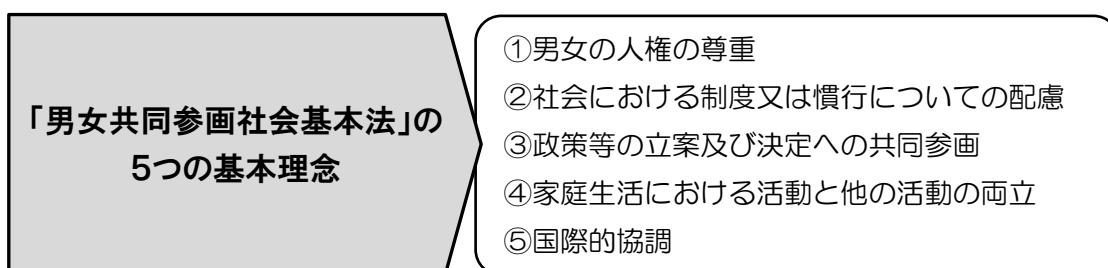
SDGs は、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、そのすべての目標において、「ジェンダー平等の実現とジェンダー視点の主流化※が必要である」という実施原則が掲げられています。なお、個別の目標においても「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が 5 番目に設定されているほか、貧困、健康・福祉、教育、働きがいなど、男女共同参画に関連する目標やターゲットが多く含まれています。

また、令和 2（2020）年 4 月、国連は新型コロナウイルス感染症の女性への影響について、社会的・政治的・経済的システムにおける女性・女児の脆弱性を浮き彫りにし、既存のジェンダー不平等を強める結果になると指摘しました。女性・女児の経済、健康、無償ケア労働、ジェンダーに基づく暴力、人権等に対する影響の 5 分野について、各国政府がとるべき対応策などについて提言がなされました。

※ジェンダー視点の主流化：すべての開発政策、施策、及び事業の計画、実施、モニタリング、評価の各段階で、ジェンダー視点に立った開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのことであり、ジェンダー平等を達成するために必要な手段であると認識されている。

(2) 国の動向

国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の国の最重要課題と位置付け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。



平成 12（2000）年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は平成 17（2005）年、平成 22（2010）年の改定を経て、平成 27（2015）年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この中で、「男性中心型労働慣行等の変革」や、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「困難な状況に置かれている女性のきめ細かな支援」「男女共同参画の視点からの防災・復興対策等」「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」「国際的な規範・基準の尊重」「地域における推進体制の強化」などが、改めて強調されています。

さらに、平成 25（2013）年には、女性活躍を経済の「成長戦略」の中核をなすものと位置付け、経済団体へ女性の登用促進や M 字カーブ解消に向けた整備を要請しました。平成 27（2015）年には「女性活躍推進法」が成立・一部施行され、国や地方公共団体及び民間事業主に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました。同法は令和元（2019）年に改正され、年次的に数値目標の強化や義務対象を拡大（従業員 301 人以上から令和 4 年度以降は 101 人以上）することが定められています。

パートナー関係にある人に対する（人からの）暴力問題（DV）については、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成 13（2001）年に「DV防止法」が施行されました。同法は平成 25（2013）年に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律の適用対象となりました。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：「DV防止法」では配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力とされているが、一般には恋人など親密な関係にあるパートナー間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力なども含まれる。

また、日本が本格的な少子高齢化の時代を迎えたことから、国では少子化対策を総合的に進めるため平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、さらに平成 24（2012）年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、これに基づき平成 27（2015）年から、子ども・子育てに関する新たな支援制度が施行されました。令和元（2019）年 5 月には「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育が無償化されるなど、働きながら出産・子育てがしやすい環境の整備が推進されています。

政治分野においては、平成 30（2018）年 5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。国や地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としています。

また、労働面の改革として、令和元（2019）年 4 月に「働き方改革関連法」が施行されました。この法律では、個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しており、結果としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指す施策が講じられています。

(3) 滋賀県の動向

県では、「男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野とともに参画し、その持てる個性や能力を十分に発揮しながら、ゆとりと充実感を共有し、互いに生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に寄与する」ことを目的として、平成 13(2001)年 12 月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく基本的な計画「滋賀県男女共同参画計画」により、様々な取組を進めてきました。

そのような中、人口減少や高齢化、価値観の多様化など、目まぐるしく変化していく社会において、将来に夢や希望を抱くという「前向きな危機感」をもって、県民一人ひとりが考え、行動することが求められるとの考えのもと、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成 28(2016)年 3月に「パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を策定し、「女性活躍による地域の活性化」「男性にとっての男女共同参画」を重視すべき視点として、男女共同参画社会づくりに向けた仕組みづくり、風土づくりを加速し、あらゆる場面で男女共同参画を実感できる滋賀の実現に向け、総合的、計画的に取組みを推進しています。

令和 2 年 12 月現在、この計画を改定し、新たな計画の策定に向け、審議が行われているところです。

元号	西暦	内 容
平成 10	1998	「パートナーしが 2010」策定
平成 13	2001	「滋賀県男女共同参画推進条例」制定
平成 15	2003	「パートナーしが 2010 プラン（改訂版）」策定
平成 20	2008	「パートナーしが 2010 プラン～第 2 次改訂版～」策定
平成 23	2011	「新パートナーしがプラン」策定
平成 28	2016	「パートナーしがプラン 2020」策定
令和 3	2021	次期男女共同参画計画・女性活躍推進計画策定（予定）

また、令和 2 年 3 月に改定した「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DV 被害者が早期に相談できるよう相談窓口の周知と、DV を発見しやすい医療関係者からの通報の円滑化のために滋賀県医師会等に協力を求めるとともに、DV 相談員のスキルアップを図り、誰もが安心できる相談環境づくりを推進しています。

あわせて、SDGs を意識した、誰一人取り残さない持続可能な社会の構築について、取組を進めています。

(4) 栗東市の動向

■女性政策の開始

本市では、栗東町時代の昭和 54（1979）年に教育委員会社会教育課に青少年婦人対策担当を設置しました。昭和 61（1986）年には「栗東町婦人対策の方向」を策定し、女性政策を開始しました。

■全庁的な取組みへの展開

平成 5（1993）年には、女性行政の総合的な調整機能をより強化するため、総務部生涯学習課に女性対策係を設置し、さらに庁内職員による女性政策推進委員会を設置して男女共同参画に関する全庁的な取組みを展開しました。

■「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」の策定

また、昭和 59（1984）年に設置された栗東町婦人問題協議会（現：栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会）からの提言や、平成 3（1991）年に実施した「婦人問題に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、平成 7（1995）年に「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン」を策定し、教育・福祉・労働・まちづくり等のあらゆる分野での男女共同参画の取組みを推進してきました。

■「男女共同参画都市」の宣言

さらに、市制施行後の平成 14（2002）年には、滋賀県下で 2 番目となる「男女共同参画都市」を宣言し、誰もが互いに大切な存在であることに気づき、人と個性を尊重し、認め合い、支え合い、自分らしく人間らしく幸せに生きることが出来る活力ある男女共同参画都市の実現を目指しています。

■総合行政としての取組み

平成 15（2003）年には、庁内職員による栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会を設置し、総合行政として男女共同参画を推進する体制を整えました。

また、平成 13（2001）年に施行された「DV防止法」や、平成 28（2016）年に施行された「女性活躍推進法」に関連する項目を本プランの課題として掲げるなど、他の計画と連動しながら、総合行政として取組みを進めています。

元号	西暦	内 容
昭和 54	1979	青少年婦人対策担当を設置
昭和 61	1986	「栗東町婦人対策の方向」を策定
平成 5	1993	総務部生涯学習課に女性対策係を設置 庁内職員による女性政策推進委員会を設置
昭和 59	1984	栗東町婦人問題協議会（現：栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会）設置
平成 7	1995	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」策定
平成 12	2000	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第2版）」策定
平成 14	2002	「男女共同参画都市」宣言
平成 15	2003	庁内職員による栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会を設置
平成 18	2006	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第3版）」策定
平成 23	2011	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第4版）」策定
平成 28	2016	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第5版）」策定
令和 3	2021	「栗東市ひとが輝くパートナープラン（男女共同参画プラン 第6版）」策定

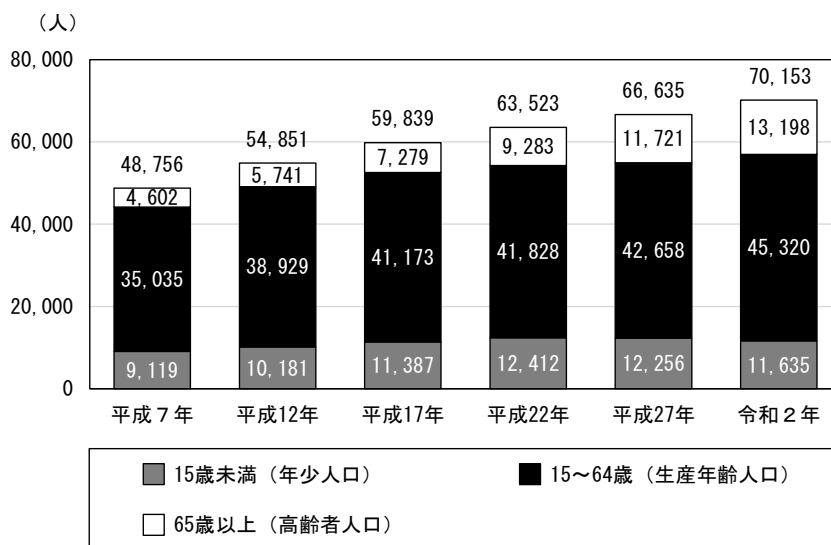
5 栗東市における男女共同参画の現状と課題

(1) 統計からみる現状

①人口

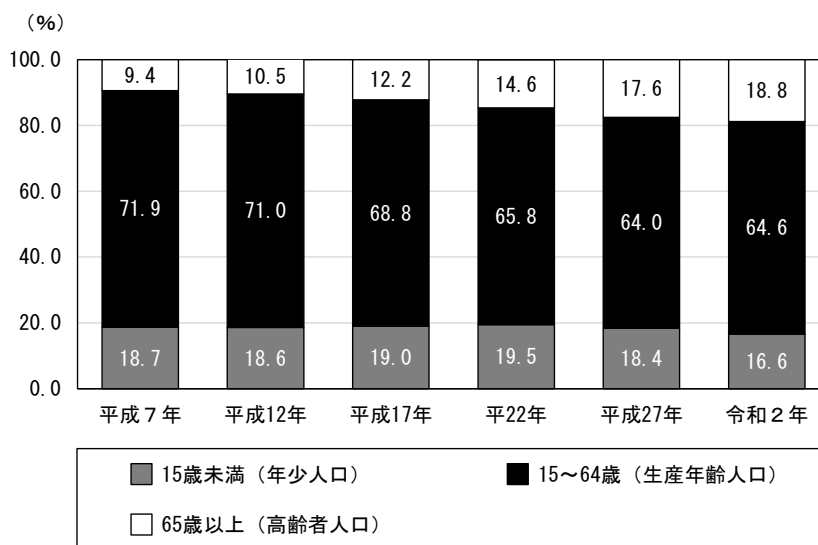
本市の総人口は、令和2（2020）年3月1日時点で70,153人となっています。総人口は年々増加しており、中でも65歳以上の割合が年々多くなっています。その反面、15歳未満の割合は平成22年以降、減少に転じており、15～64歳の割合も減少傾向にあります。

【年齢3区分人口の推移】



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）
令和2年は住民基本台帳（令和2年3月1日時点）

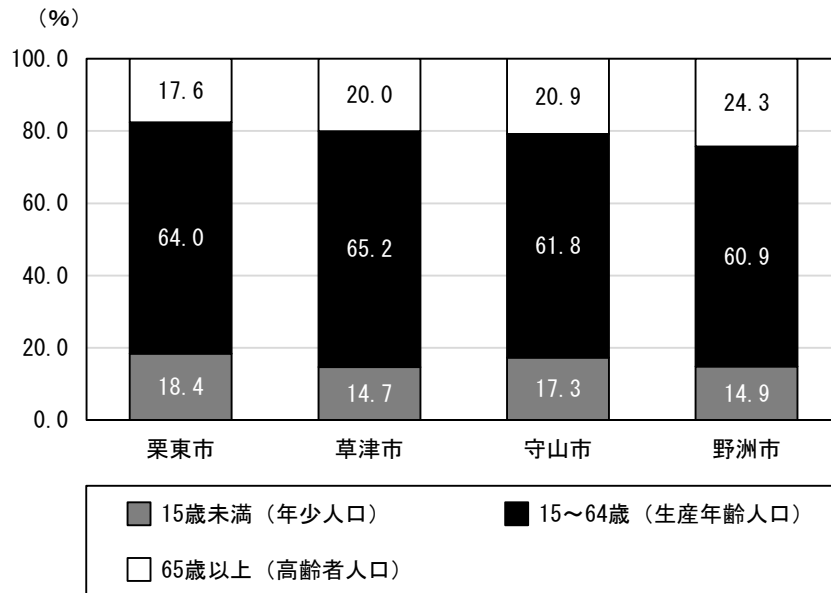
【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）
令和2年は住民基本台帳（令和2年3月1日時点）

近隣市との比較では、草津市、守山市、野洲市のいずれよりも 65 歳以上の割合が少なく、15 歳未満の割合は多くなっています。また、15 歳未満と 15～64 歳の割合の合計も、他市より多くなっています。

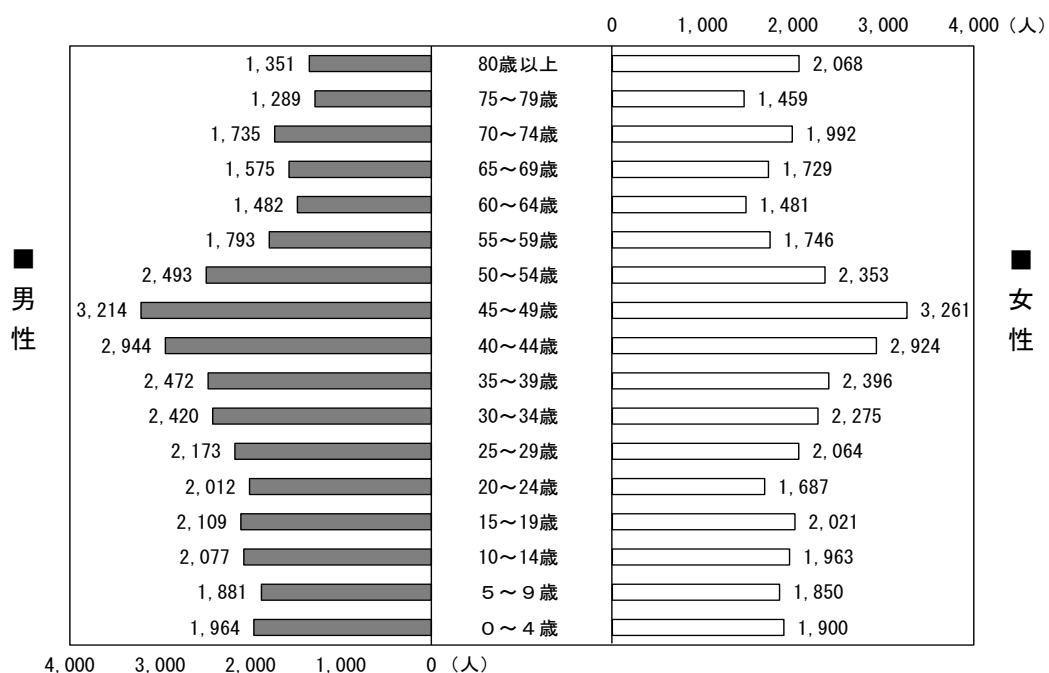
【年齢3区分別人口割合（近隣市との比較）】



資料：平成 27 年国勢調査（年齢不詳を除く）

人口ピラミッドをみると、30 歳代～50 歳代前半の人口が多くなっています。80 歳以上では、男性より女性が顕著に多くなっています。

【人口ピラミッド】

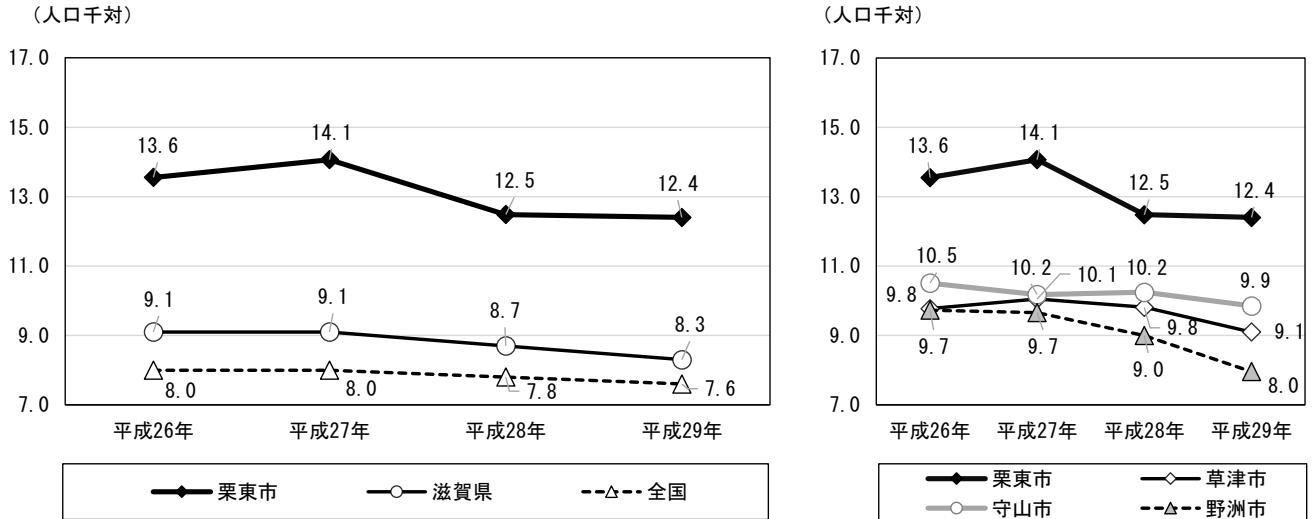


資料：住民基本台帳（令和 2 年 3 月 1 日時点）

②出生率

本市の出生率（人口千人あたりの出生数）は、増減を繰り返しながら推移してきましたが、平成 28（2016）年以降は減少傾向となっています。ただし全国や滋賀県、近隣各市との比較では、高い水準で推移しています。

【出生率の推移】

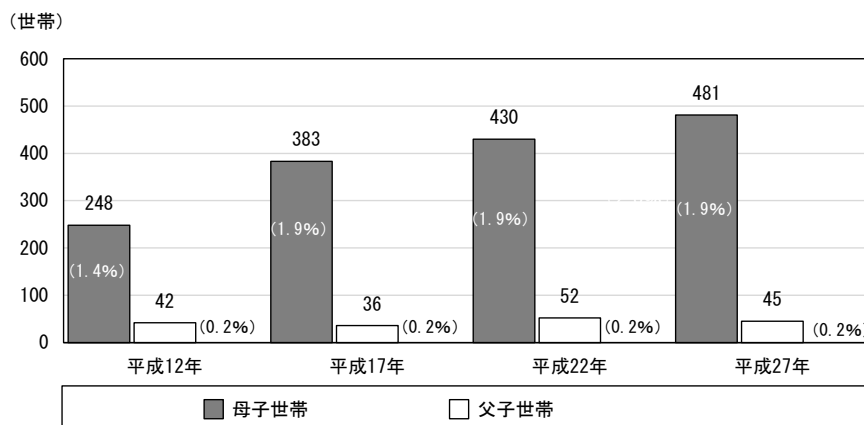


資料：人口動態調査（全国、県）、住民基本台帳（各市）

③ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯は、世帯数の増加とともに特に母子家庭の数が増加を続けていますが、一般世帯に対する割合は平成 17（2005）年以降、1.9%で横ばいとなっています。父子家庭は一般世帯に対する割合が平成 12（2000）年以降、各年 0.2%で推移しています。

【ひとり親世帯の状況（カッコ内の%は一般世帯に対する割合）】

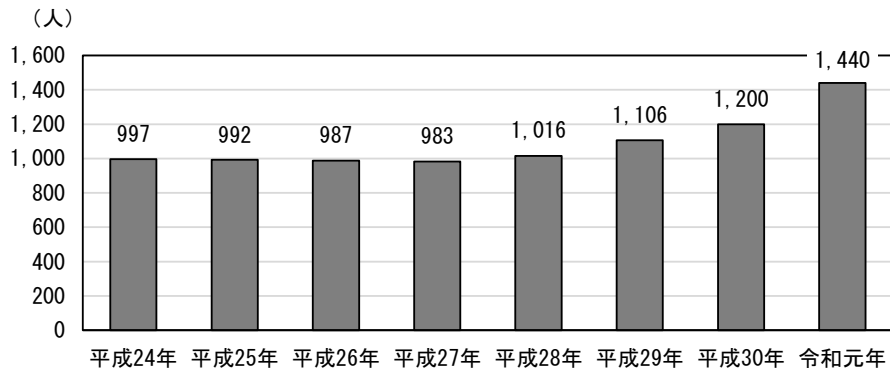


資料：国勢調査

④外国人住民の状況

本市に居住する（住民票がある）外国人の数は、平成 27（2015）年までは、ほぼ 1,000 人弱で推移していましたが、平成 28（2016）年以降は増加傾向がみられます。

【栗東市の外国人住民数の推移】



資料：滋賀県総合企画部国際課提供数値により算出（各年 12 月 31 日時点）

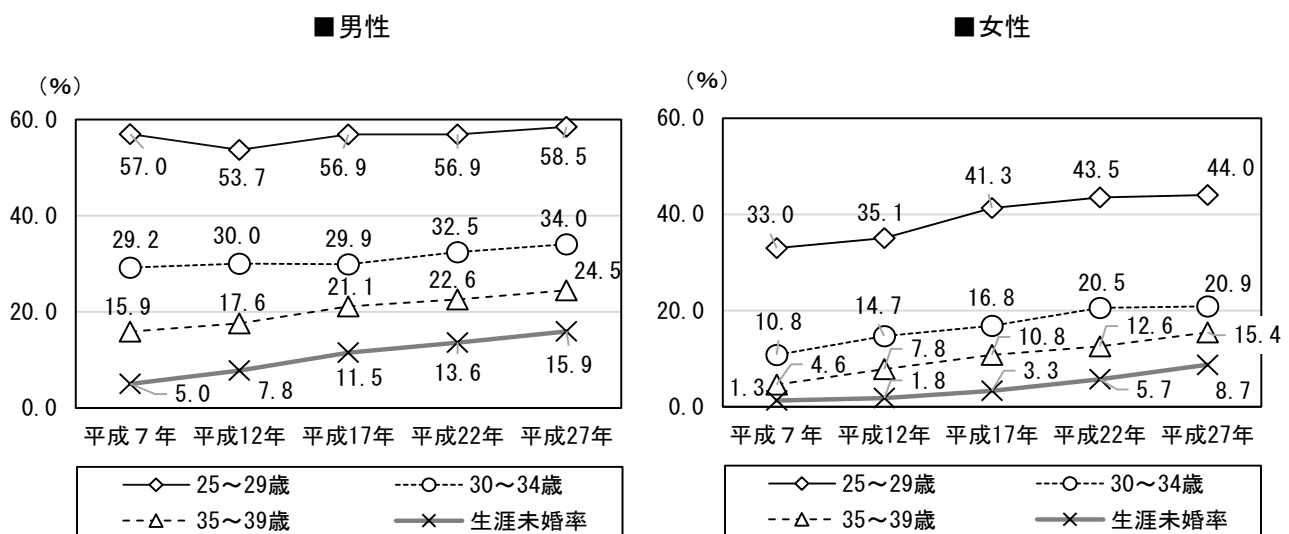
⑤未婚率の推移

本市の未婚率の推移をみると、男女とも 25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳の各年齢層で全体としては増加傾向にあります。男性では 25～29 歳で半数を上回って推移しており、平成 27（2015）年は 58.5%と、6割に迫ろうとしています。

女性では 25～29 歳で、平成 27（2015）年は平成 7（1995）年と比較して 11.0 ポイント増の 44.0%と、男性ほどではないものの高い水準となっています。

生涯未婚率（45～49 歳と 50～54 歳の未婚率の平均値）も男女ともに年々増加傾向にあり、特に男性は平成 17（2005）年以降、1 割を超える水準で推移しています。

【未婚率の推移】



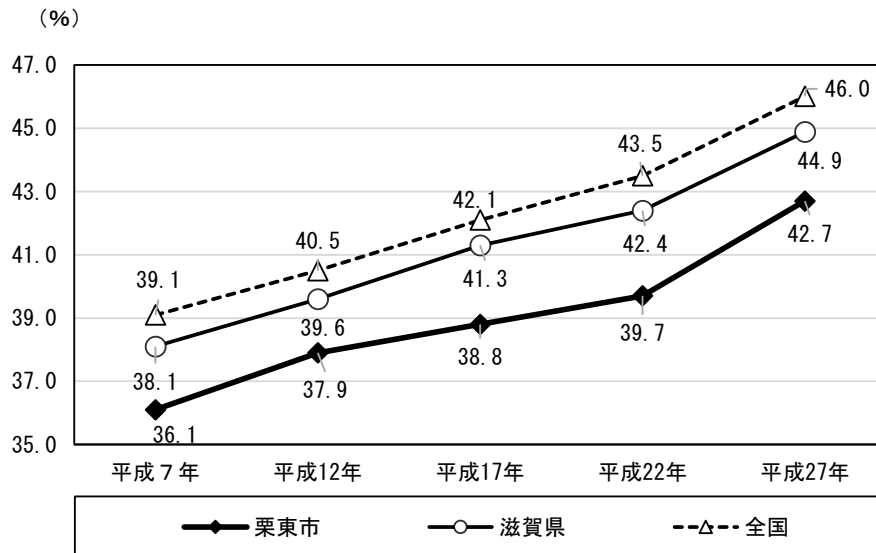
資料：国勢調査

⑥女性の雇用・就労の状況

本市の雇用者全体に占める女性の割合は年々増加傾向にあり、平成27（2015）年は平成7年と比較して、6.6ポイント増の42.7%となっていますが、全国や滋賀県よりは低い水準となっています。

近隣市との比較では、平成7（1995）年以降、各市よりも低い水準で推移しています。

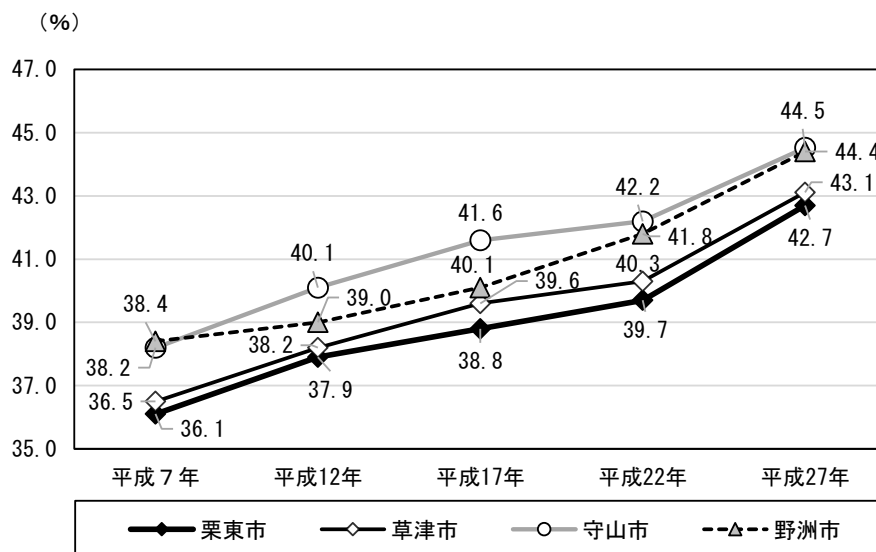
【女性雇用者割合の推移】



資料：国勢調査

雇用者とは：会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人のこと。（ここでは「役員」を含む）

【女性雇用者割合の推移（近隣市との比較）】

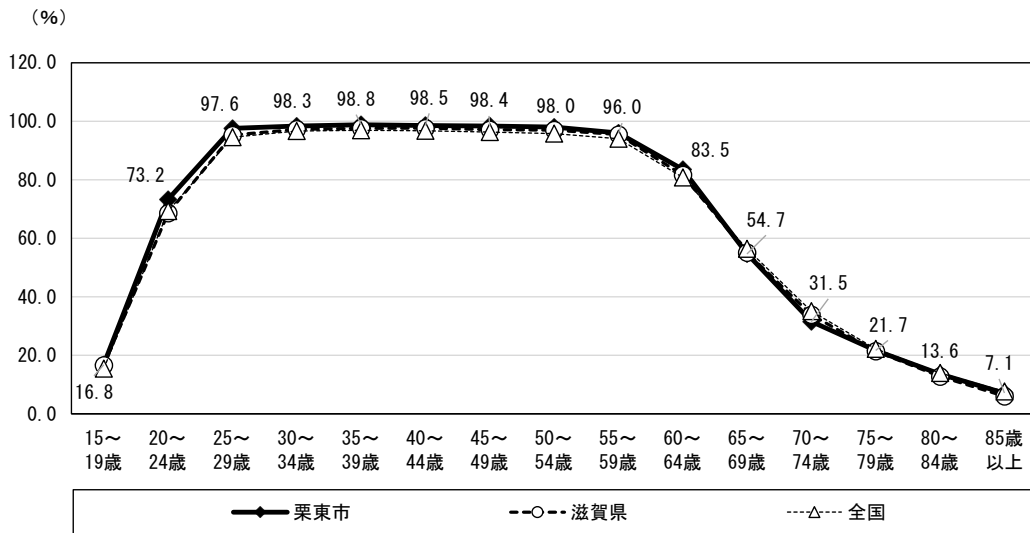


資料：国勢調査

⑦労働力率の状況

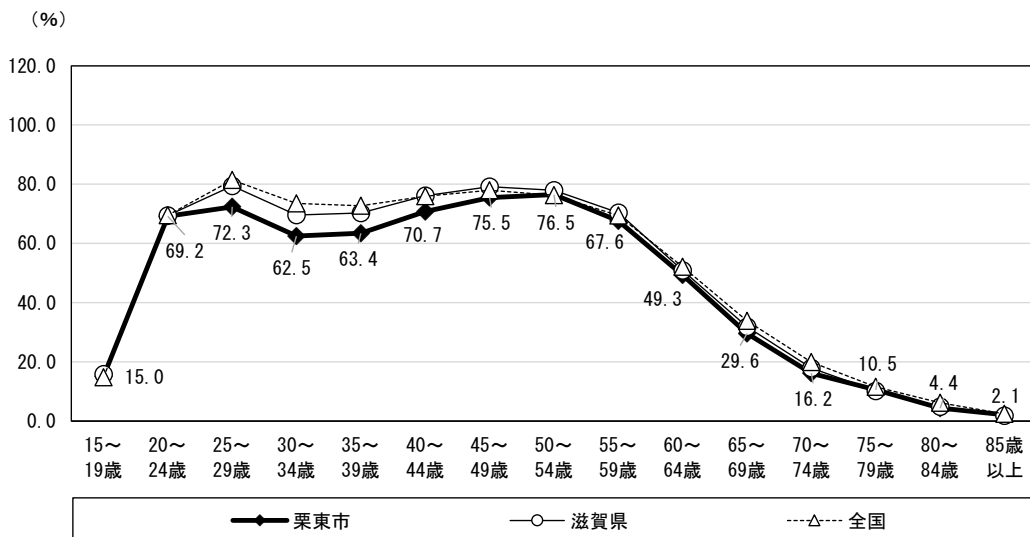
本市の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた数）は、男性ではほぼ全国や滋賀県と同様の傾向となっていますが、女性では25～44歳にかけて全国や滋賀県より低くなっており、グラフが描くいわゆるM字カーブの谷が深くなっています。

【労働力率の状況／平成27年 男性】



資料：国勢調査

【労働力率の状況／平成27年 女性】

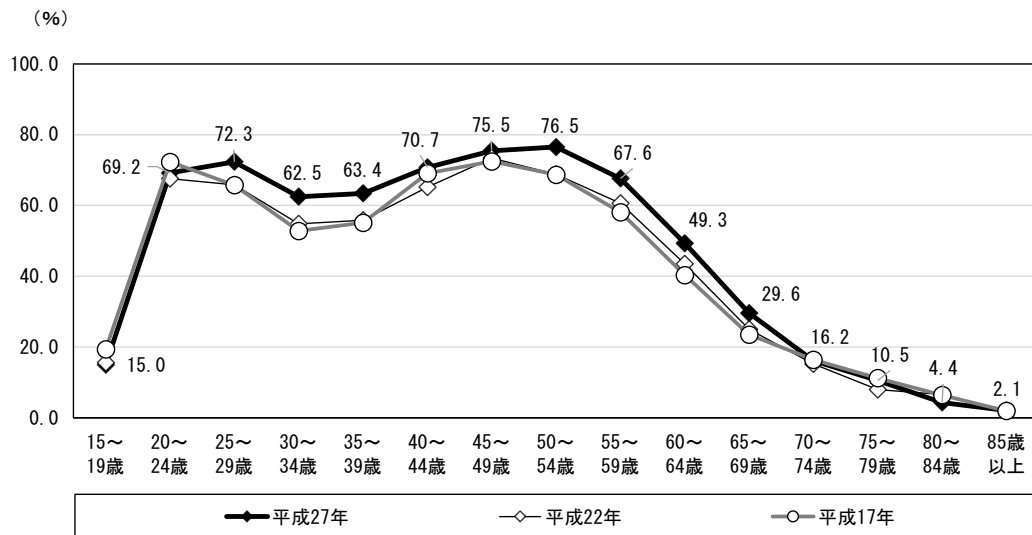


資料：国勢調査

女性の労働力の推移をみると、30～34歳で最も深くなっているグラフのM字カーブの底が、年々浅くなってきており、女性の社会進出が進展しているようすがうかがえます。

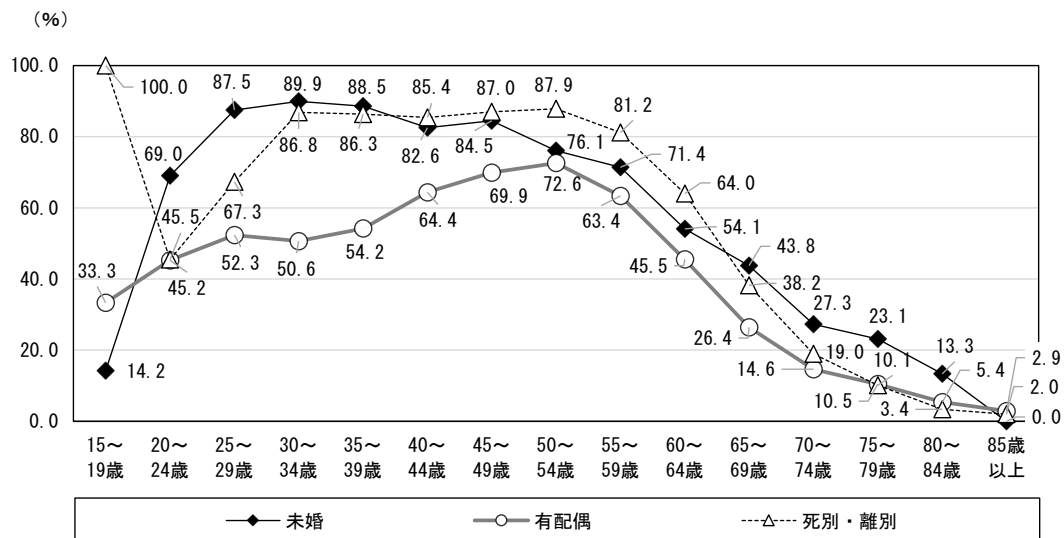
また、有配偶者と比較して未婚の女性と死別・離婚した女性で、M字カーブの底がほぼない状況となっています。

【女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査

【女性の労働力率 婚姻状況別（平成27年）】



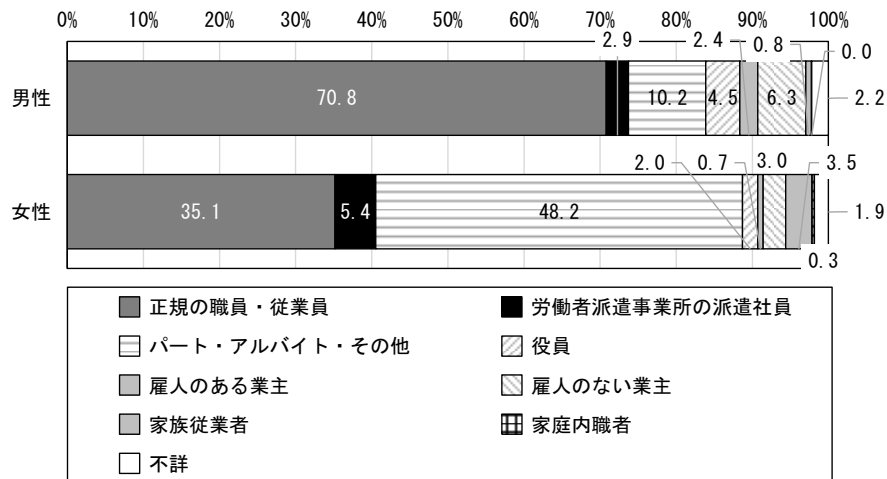
資料：国勢調査

⑧雇用者における従業上の地位

本市の雇用者における従業上の地位をみると、男性では「正規の職員・従業員」が70.8%と半数を大きく超えているのに対し、女性では35.1%となっています。

「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」を合わせた割合は、男性が13.1%に対し、女性では53.6%と半数を超えています。

【雇用者における従業上の地位 平成27年】



資料：国勢調査

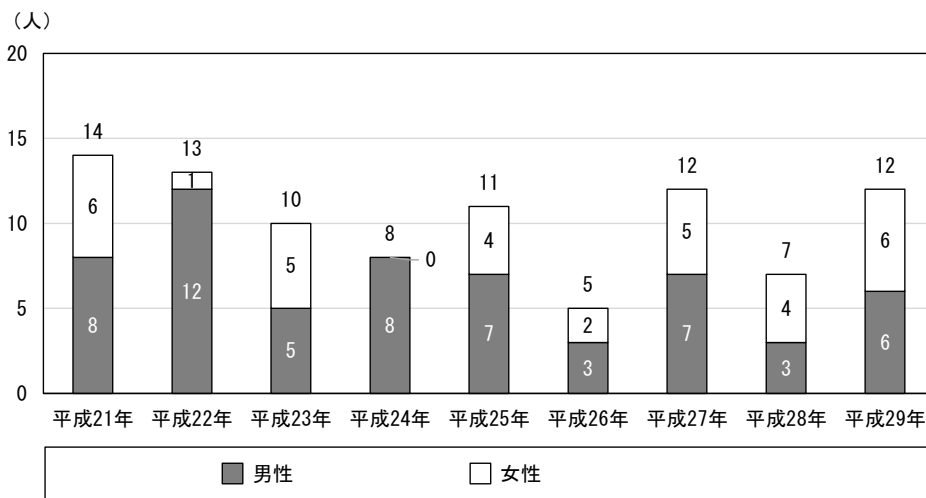
⑨自殺者の状況

本市の自殺者数の推移をみると、各年増減はあるものの、10人台の年が多くなっています。女性より男性の自殺者が多い年が目立ちます。

男女別・年代別の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）をみると、男性では全国より低い水準となっていますが、40歳代、50歳代で自殺者が多くなっています。

女性では年齢層による違いが大きくなっており、20歳代、40歳代、60歳代で全国を上回っています。

【男女別自殺者数の推移】

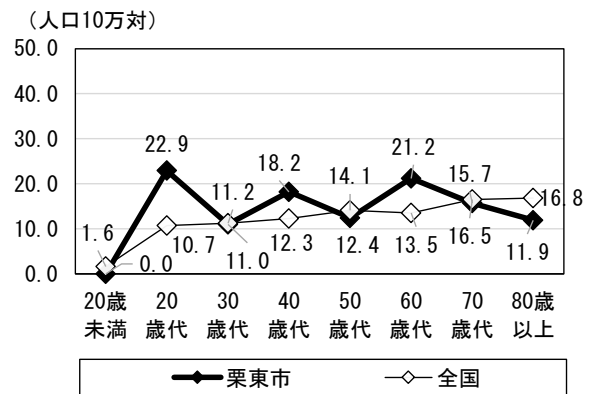
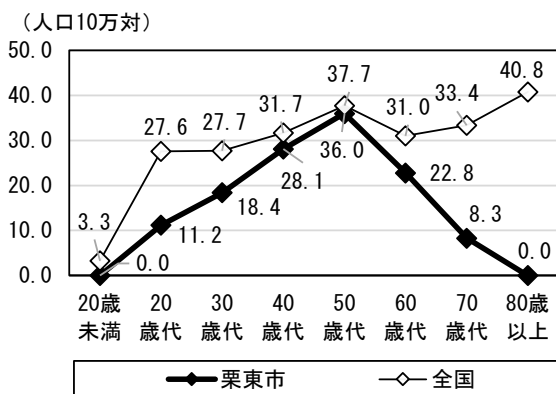


資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

【年代別の自殺死亡率（平成25～29年）】

■男性

■女性



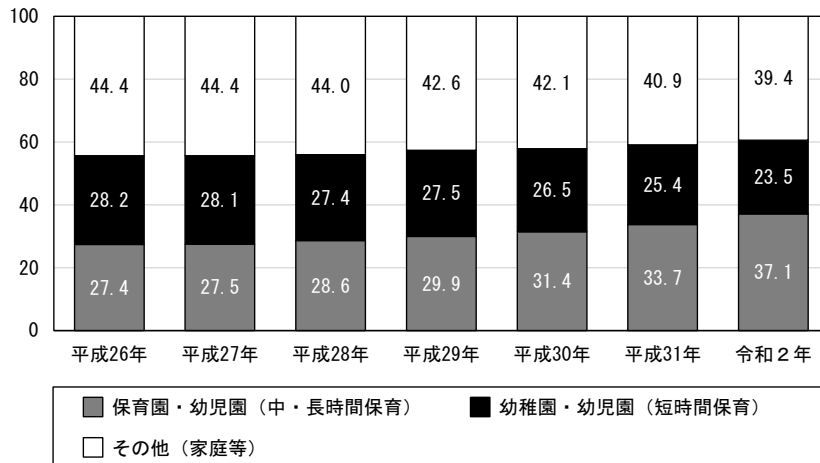
資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

⑩保育所・幼稚園等の状況

本市の未就学児の就園状況を見ると、保育園・幼稚園（中・長時間保育）が年々増加しており、令和2（2020）年は平成26年より9.7ポイント増の37.1%となっています。

一方、幼稚園・幼稚園（短時間保育）とその他（家庭等）で保育する児童の割合は減少傾向となっています。

【保育園・幼稚園・幼稚園（短・中・長時間保育）利用児童割合の推移】

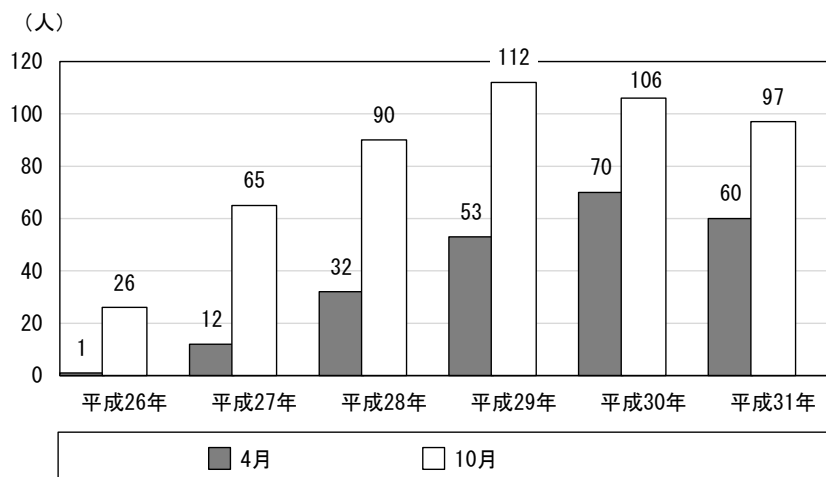


資料：幼児課・自治振興課提供数値により算出（各年5月1日時点）

保育園・幼稚園（中・長時間保育）における待機児童の数は、平成26（2014）年以降、毎年増加を続けていましたが、4月時点では平成30（2018）年、10月時点では平成29（2017）年をピークに減少に転じています。しかし、平成31（2019）年は4月時点、10月時点とも、平成26（2014）年と比較して大幅に増加しています。

また、年度中に新たなニーズが発生し、待機児童数が増加する傾向が続いています。

【栗東市の待機児童数の推移】

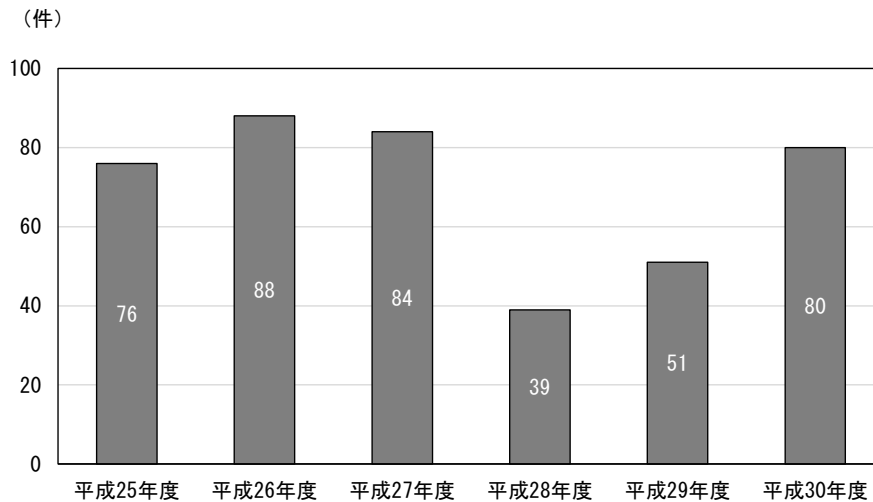


資料：滋賀県保育所等入所待機児童

⑪ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況

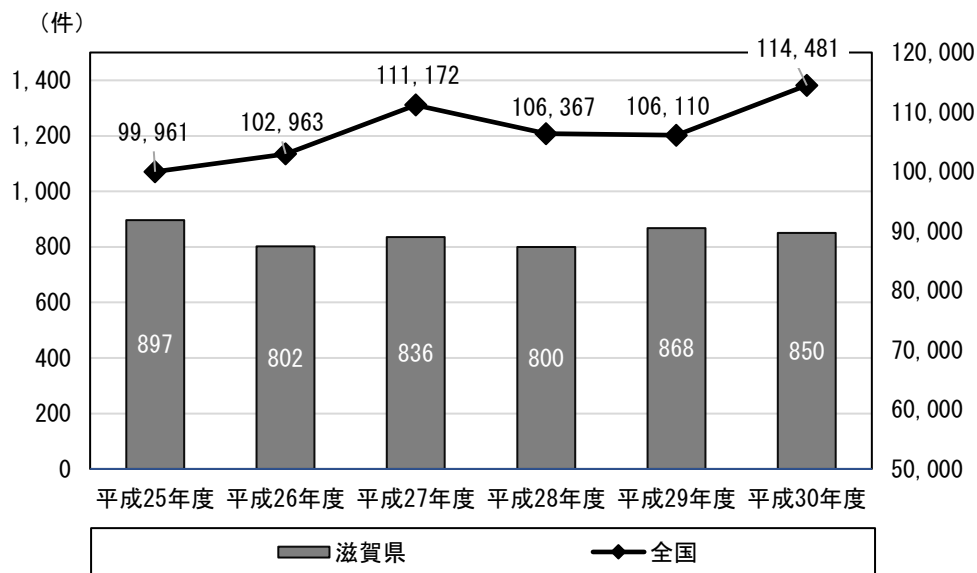
本市のドメスティック・バイオレンス(DV)の相談件数の推移をみると、平成 26(2014)年度をピークに減少傾向となっていますが、平成 30 (2018) 年度は平成 25 (2013) 年度と比較して4件増の 80 件となっています。

【DV相談件数の推移】



資料：子育て応援課提供数値により算出

【DV相談件数の推移（全国・県）】

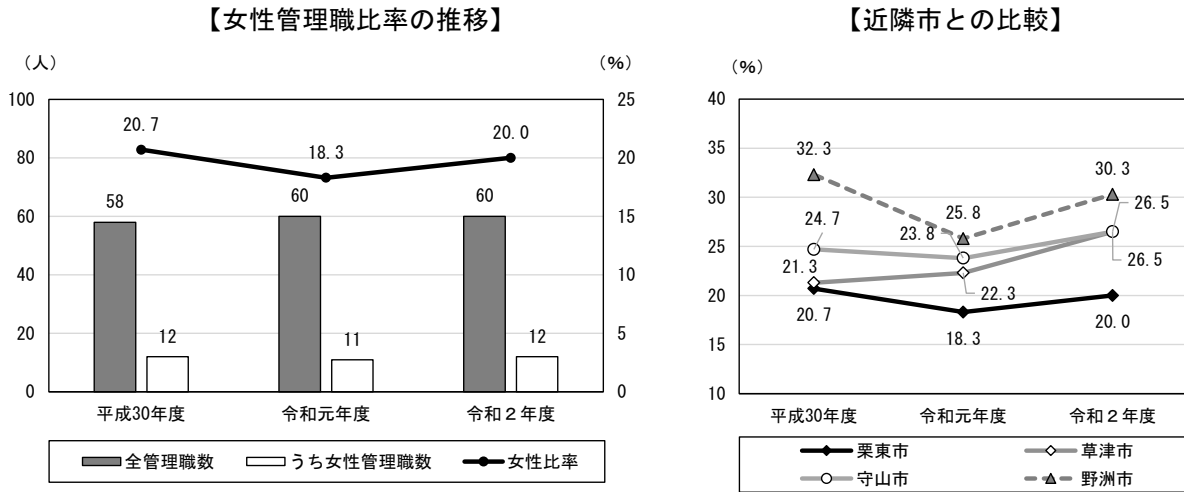


資料：配偶者暴力相談センターへの相談件数

⑫市における女性登用の状況

市役所における女性管理職の比率は、おおむね2割前後で推移しています。

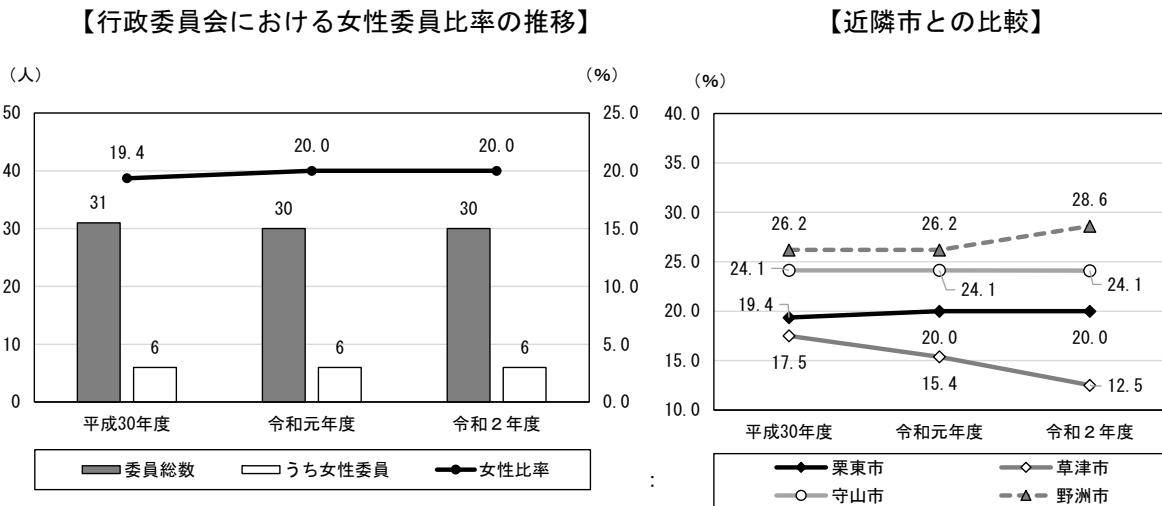
近隣市との比較では、平成30（2018）年以降、各市よりも低い水準で推移しています



資料：滋賀県「市町における男女共同参画推進状況」

また、市の行政委員会における女性委員の比率は、おおむね2割程度で推移しています。

近隣市との比較では、平成30（2018）年以降、4市の中で第3位の水準で推移しています。



資料：滋賀県「市町における男女共同参画推進状況」

(2) 市民アンケートにみる現状

本プランの策定にあたり実施した「栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」(令和元(2019)年12月に実施。対象：市内在住の20歳以上の男女各1,000名)の結果から、特徴的なものを抜粋します。

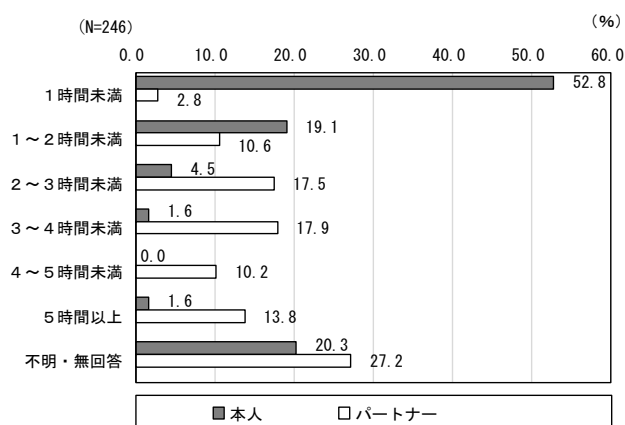
①家事・子育て・家族の介護にかかる時間

家事・子育て・家族の介護にかかる時間に、男女間で大きな開きがみられます。

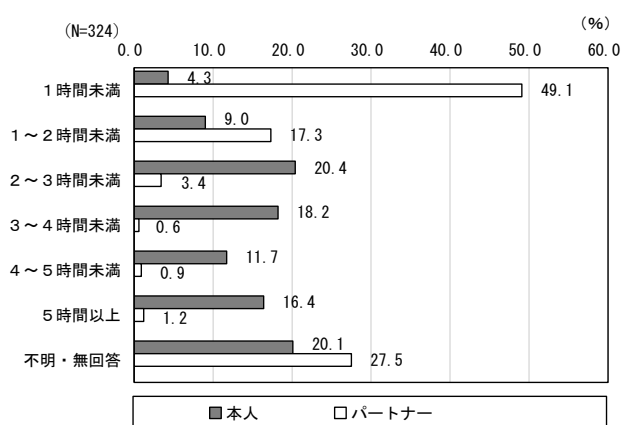
男性では、本人が家事にかかる時間は「1時間未満」が52.8%なのに対し、パートナー(配偶者等)が家事にかかる時間は「3～4時間未満」が17.9%、「2～3時間未満」が17.5%などと、男女間で大きな開きがあります。

これと同様に子育てにかかる時間でも、女性に負担が偏っている様子がうかがえます。

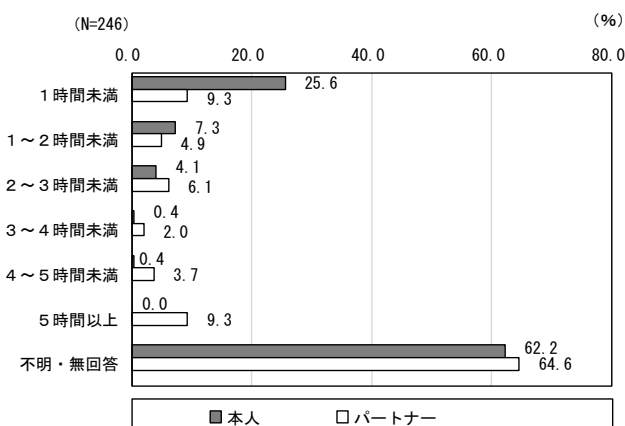
【家事にかかる時間／男性】



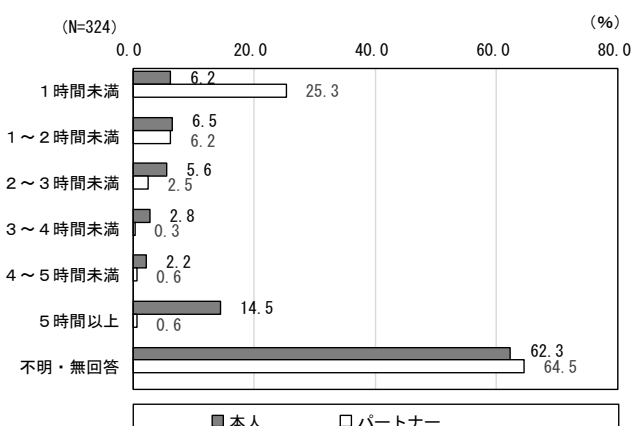
【家事にかかる時間／女性】



【子育てにかかる時間／男性】



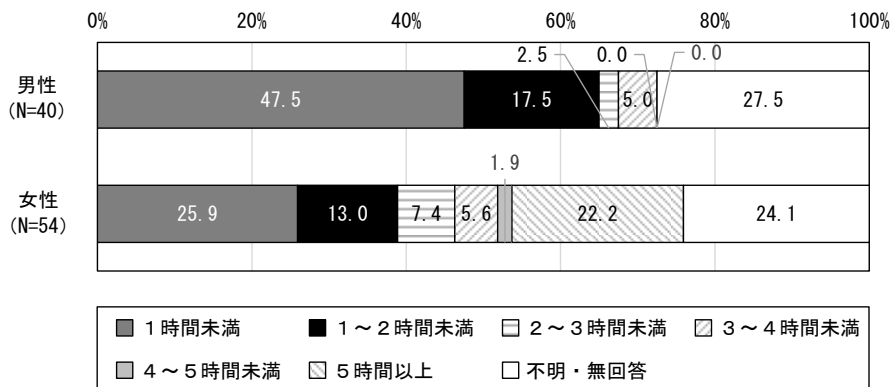
【子育てにかかる時間／女性】



介護にかかる時間も同様に、男女間で大きな開きがみられます。

男性では、介護にかかる時間は「1時間未満」が47.5%、「5時間以上」が0.0%なのに対し、女性では、「1時間未満」が25.9%、「5時間以上」が22.2%と、より多くの時間を介護に掛けている様子がうかがえます。

【介護にかかる時間】

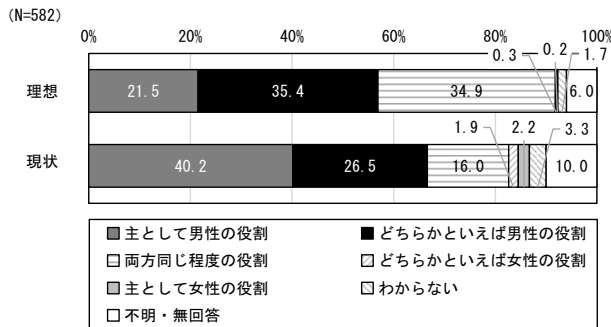


②家庭の仕事の役割分担について、理想と現状の格差

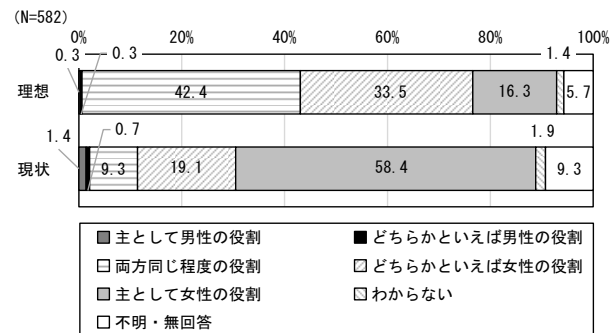
家庭の仕事（全 10 項目）の役割分担について、理想では男女とも「両方同じ程度の役割」という回答が多くみられますが、現状では「生活費をかせぐ」で男性に、その他の項目では女性に負担が偏っている様子がうかがえます。

ただし「地域活動」においては、現状でも「両方同じ程度の役割」という回答が多くなっています。

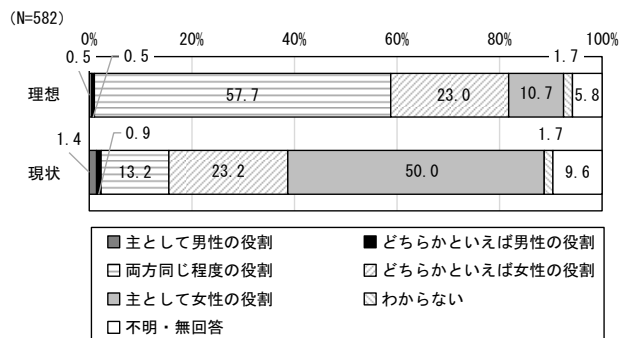
【家庭の役割分担 生活費をかせぐ】



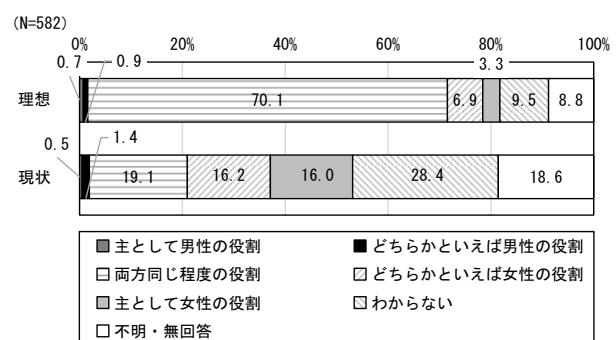
【家庭の役割分担 食事のしたく】



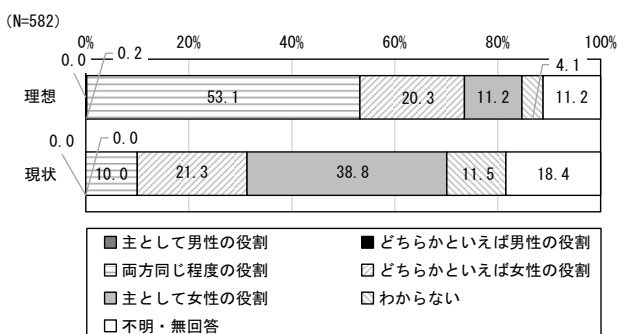
【家庭の役割分担 掃除、洗濯】



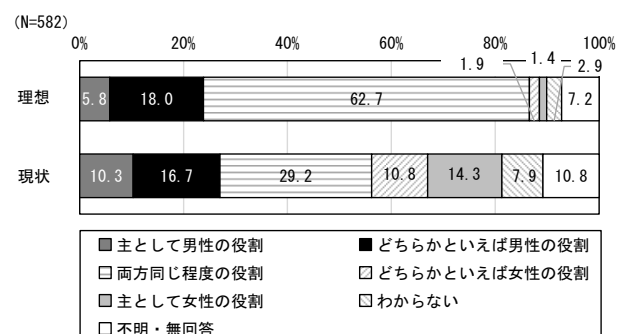
【家庭の役割分担 高齢者・病人の世話】



【家庭の役割分担 育児】



【家庭の役割分担 地域活動】



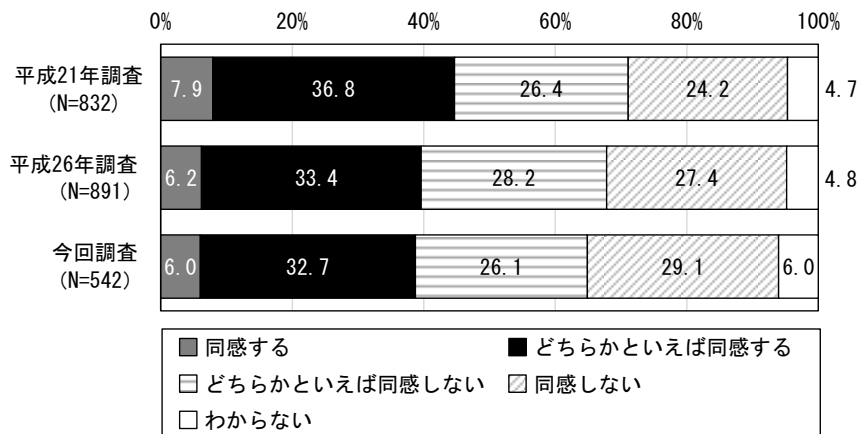
※全 10 項目のうち、一部を掲載

③解消されつつあるものの、性別で格差がある性別による固定的な性別役割分担意識への共感度

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対し、「同感する」または「どちらかといえば同感する」と回答した人の割合は、いずれも前々回調査（平成21年）、前回調査（平成26年）と比較して減少傾向にあり、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されつつある様子がうかがえます。

今回調査の結果を性別でみると、男性では肯定的意見（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）が41.8%、否定的意見（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）が43.9%、女性では肯定的意見が31.2%、否定的意見が58.6%と、男性では肯定・否定が拮抗しています。

【男女の固定的役割分担意識への共感度 経年比較】



上のグラフでは、前々回、前回調査と基準を統一するため、今回調査分では「その他」と「不明・無回答」を除いて割合を算出しています。
 「その他」「不明・無回答」を含めた今回調査の結果は、右のグラフの通りです。

調査年	同意する	どちらかといえば同意する	どちらかといえば同意しない	同意しない	わからない	その他	不明・無回答
全体 (N=582)	5.7	30.8	24.6	27.3	5.7	2.7	3.3

【今回調査 男性 (N=246)】

	(%)
同意する	8.5
どちらかといえば同意する	33.3
どちらかといえば同意しない	19.1
同意しない	24.8
わからない	6.5
その他	4.5
不明・無回答	3.3

肯定的意見 41.8%

否定的意見 43.9%

【今回調査 女性 (N=324)】

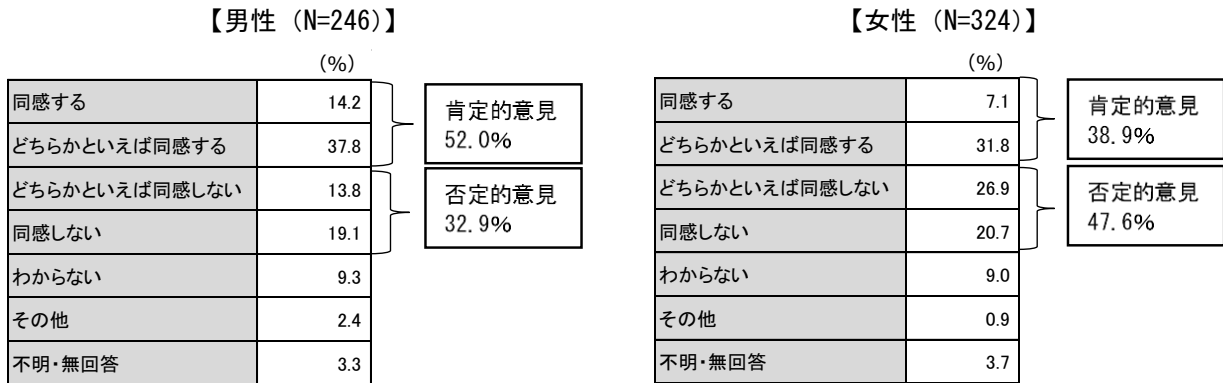
	(%)
同意する	3.1
どちらかといえば同意する	28.1
どちらかといえば同意しない	29.6
同意しない	29.0
わからない	5.2
その他	1.5
不明・無回答	3.4

肯定的意見 31.2%

否定的意見 58.6%

④子育てにおける男女間の意識の格差

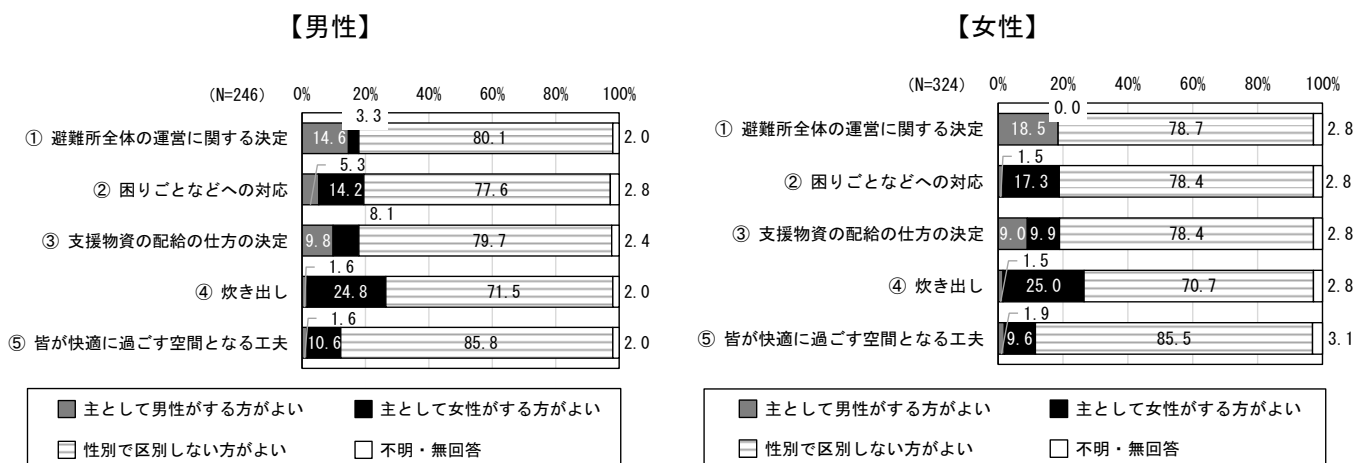
「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」という子どもの育て方に対し、男性では肯定的意見が52.0%、否定的意見が32.9%、女性では肯定的意見が38.9%、否定的意見が47.6%と、男女で肯定・否定が逆転しています。



⑤災害時の避難所運営について、一部でうかがえる固定的な性別役割分担意識

災害時の避難所運営について、全5項目のうちほとんどの項目で、男女とも「性別で区別しない方がよい」が8割前後となっています。ただし「①避難所全体の運営に関する決定」では「主として男性がする方がよい」が男性で14.6%、女性で18.5%と他の項目より高く、「重要事項を決定するのは男性」という考えが男女に関わらず根強い様子がうかがえます。

また、「④炊き出し」については、男女とも「主として女性がする方がよい」が2割を超えています。



⑥ワーク・ライフ・バランスは「ある程度できている」が多数派

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、男女とも「ある程度できている」が最も多くなっています。ただし、男性の40歳代では「実現できている部分が少ない」が37.2%と最も多くなっています。

また、女性の20歳代、30歳代、60歳代では「実現できていない」が男性より多くなっています。

【男性】

(%)

	実現できている	ある程度実現できている	実現できている部分が少ない	実現できていない	わからない	その他	不明・無回答
全体 (N=246)	6.5	41.1	23.2	13.4	8.9	0.4	6.5
20～29歳 (N=17)	0.0	41.2	35.3	0.0	23.5	0.0	0.0
30～39歳 (N=31)	3.2	58.1	29.0	3.2	3.2	0.0	3.2
40～49歳 (N=43)	4.7	23.3	37.2	25.6	7.0	0.0	2.3
50～59歳 (N=45)	11.1	33.3	26.7	15.6	11.1	0.0	2.2
60～69歳 (N=52)	5.8	53.8	17.3	7.7	5.8	0.0	9.6
70歳以上 (N=58)	8.6	39.7	8.6	17.2	10.3	1.7	13.8

【女性】

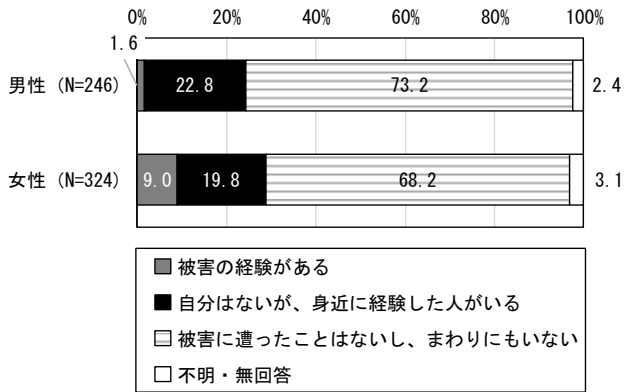
(%)

	実現できている	ある程度実現できている	実現できている部分が少ない	実現できていない	わからない	その他	不明・無回答
全体 (N=324)	8.6	46.0	13.9	14.2	10.2	1.9	5.2
20～29歳 (N=26)	7.7	38.5	15.4	19.2	19.2	0.0	0.0
30～39歳 (N=49)	8.2	40.8	14.3	24.5	12.2	0.0	0.0
40～49歳 (N=65)	7.7	61.5	13.8	7.7	7.7	0.0	1.5
50～59歳 (N=59)	11.9	47.5	15.3	11.9	10.2	0.0	3.4
60～69歳 (N=51)	5.9	43.1	21.6	15.7	2.0	5.9	5.9
70歳以上 (N=73)	8.2	39.7	6.8	12.3	13.7	4.1	15.1

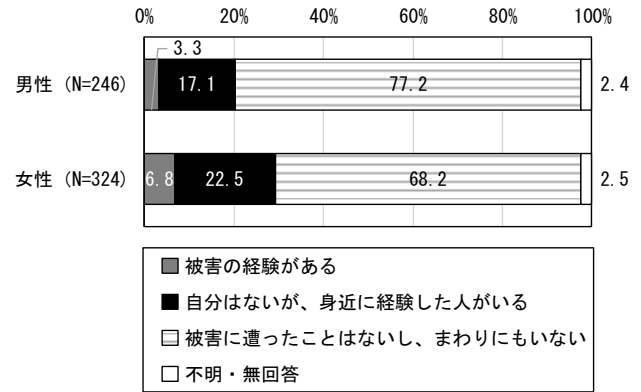
⑦男女とも存在するセクハラ、DV、ストーカーの被害者

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカーについて、「被害の経験がある」が男女とも1割に満たないものの存在します。また、「身近に経験した人がいる」は男女ともにセクハラとDVで約2割、ストーカーで約1割存在しています。

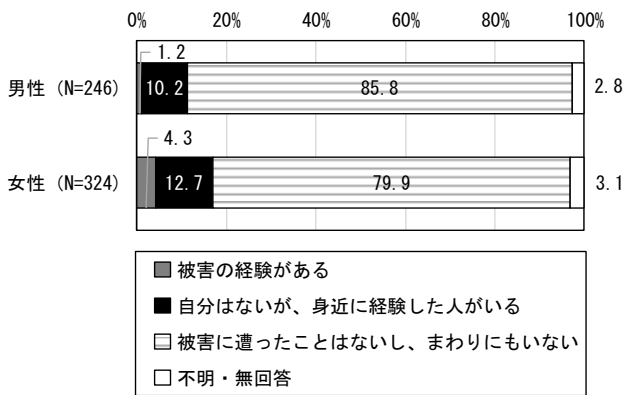
【セクシュアル・ハラスメント】



【ドメスティック・バイオレンス】



【ストーカー】

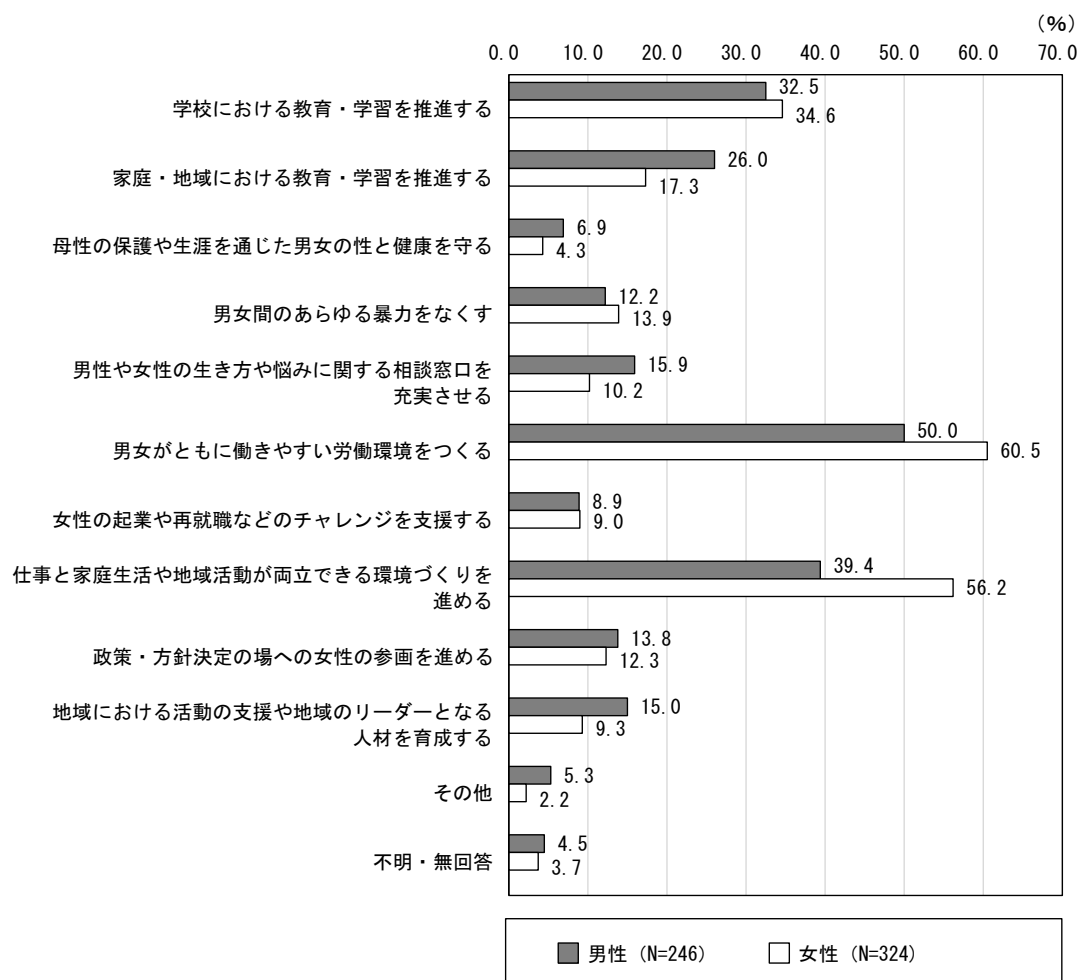


⑧市が最も注力すべきは、ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会の実現のために栗東市が注力すべきこととしては、男女とも「男女がともに働きやすい労働環境をつくること」が最も多く、「仕事と家庭生活や地域活動が両立できる環境づくりを進める」、「学校における教育・学習を推進する」がそれに続いています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたいっそうの取組みが重要であると考えられます。

【男女共同参画社会の実現のために市が注力すべきこと】



(3) 事業所アンケートにみる現状

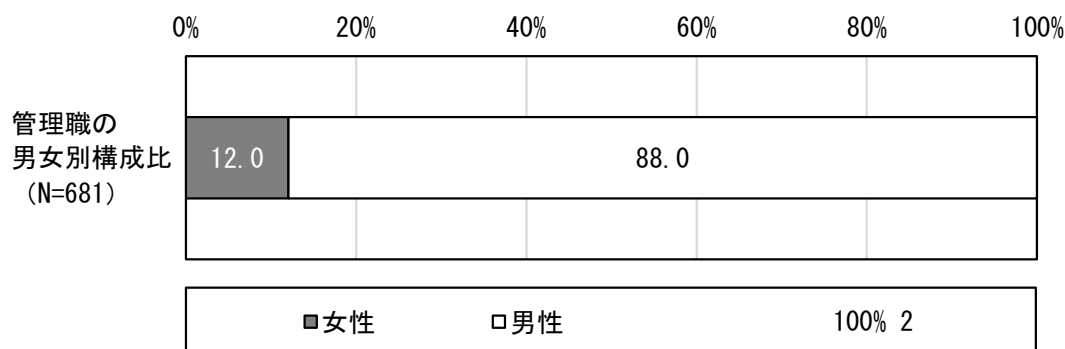
本プランの策定にあたり実施した「栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」(令和元(2019)年10月に実施。対象：市内の事業所のうち、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置事業所で、令和元年度において企業訪問を行う従業員10人以上の事業所271社)の結果から、特徴的なものを抜粋します。

①管理職に占める女性の割合は1割強

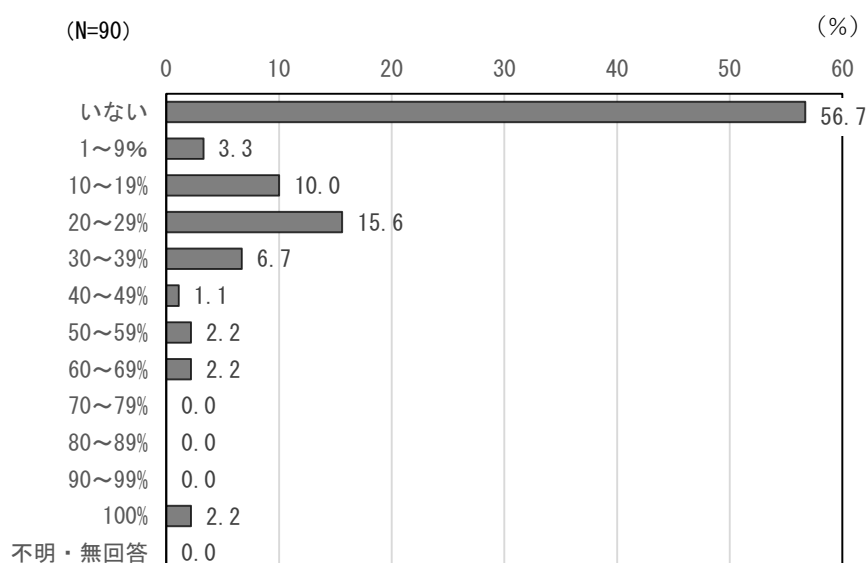
回答があった90事業所計での管理職の男女別構成比をみると、管理職を占める割合は、「男性」が88.0%と大半を占め、「女性」は12.0%と低くなっています。

なお、女性管理職が「いない」と答えた事業所は56.7%と、6割近くとなっています。

【管理職の男女別構成比 (90 事業所計)】



【女性管理職の割合による 90 事業所の分布】



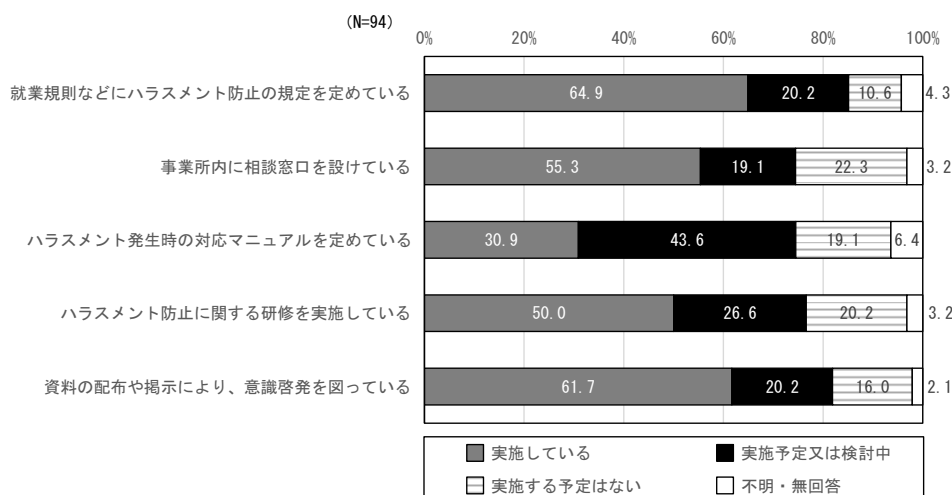
②未実施もみられるセクハラ、パワハラ防止対策

セクハラについて、「就業規則などにハラスメント防止の規定を定めている」と「資料の配布や掲示により、意識啓発を図っている」で、「実施している」が6割を上回っています。

「事業所内に相談窓口を設けている」と「ハラスメント防止に関する研修を実施している」で、「実施している」が5割台となっています。

なお、「ハラスメント発生時の対応マニュアルを定めている」で、現段階で実施していない割合は62.7%となっています。

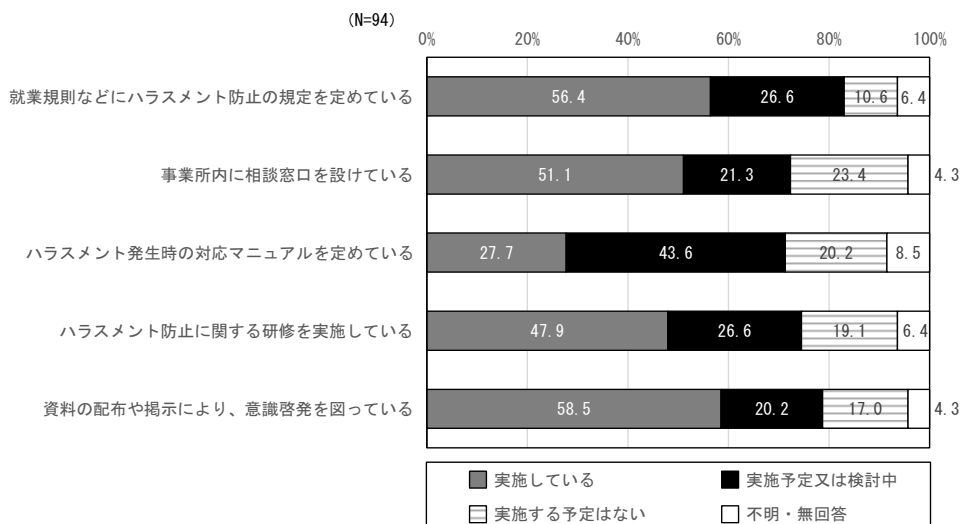
【セクハラ防止の取組み内容】



パワハラについて、「就業規則などにハラスメント防止の規定を定めている」「事業所内に相談窓口を設けている」と「資料の配布や掲示により、意識啓発を図っている」で、「実施している」が5割を上回っています。セクハラの防止対策に比べると、「実施している」が全体的に少なくなっています。

なお、「ハラスメント発生時の対応マニュアルを定めている」で、現段階で実施していない割合は63.8%となっています。

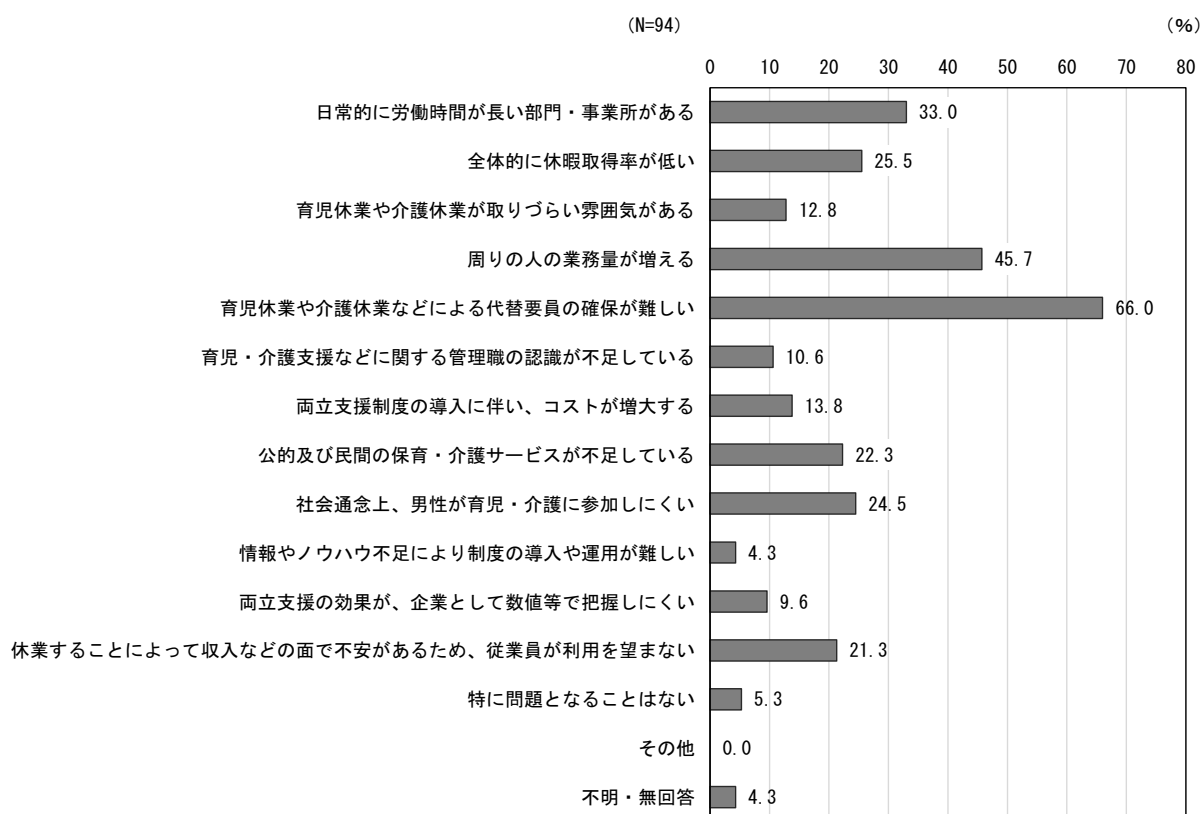
【パワハラ防止の取組み内容】



③人的な課題が多い、両立支援制度の利用促進

仕事と育児や介護との両立支援制度の利用を促進しようとする場合の課題については、「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が66.0%と最も多く、次いで「周りの人の業務量が増える」が45.7%、「日常的に労働時間が長い部門・事業所がある」が33.0%となっています。

【仕事と育児や介護との両立支援制度の利用促進に関する課題】



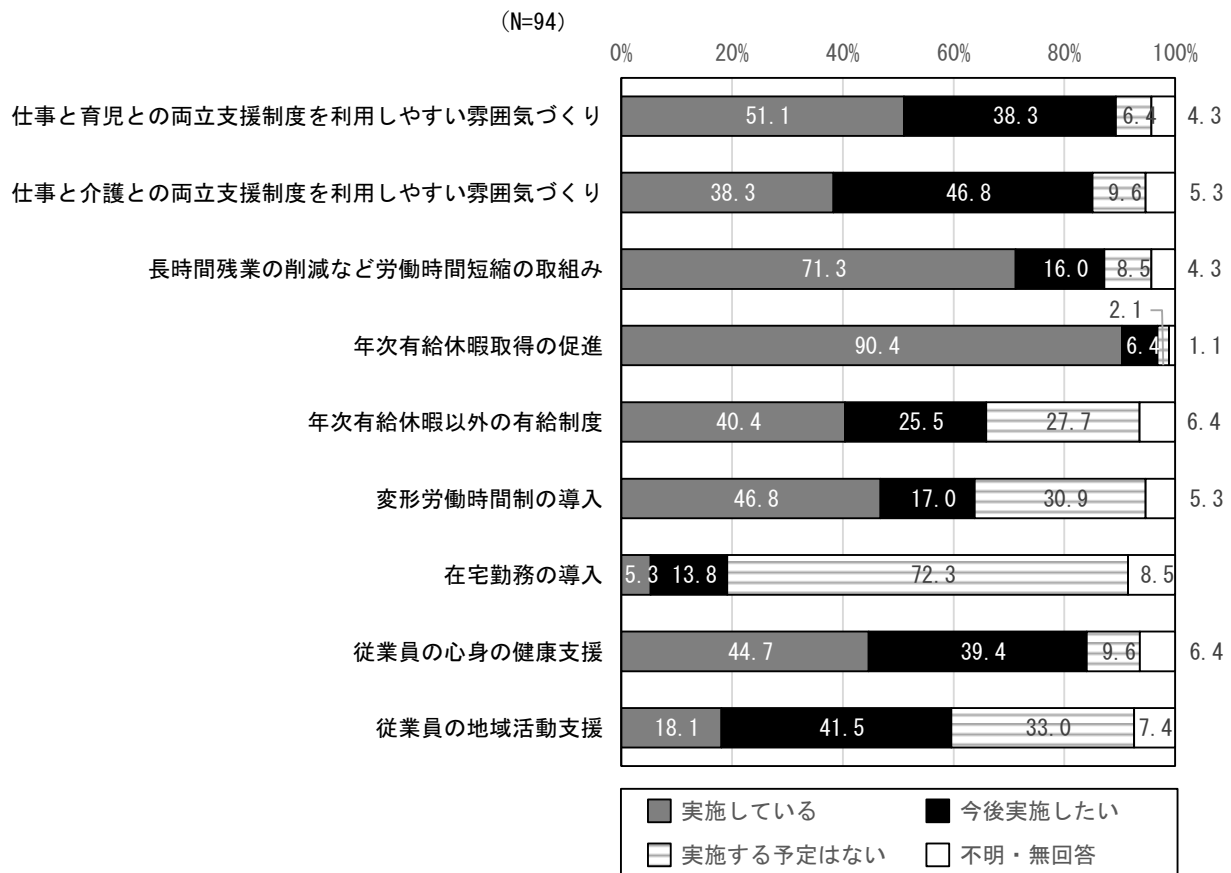
④実施状況にばらつきがみられる働き方改革の取組み

「ワーク・ライフ・バランス」の実現や「働き方改革」に関連して実施している取組みについては、「年次有給休暇取得の促進」で、「実施している」が9割を上回っています。

「長時間残業の削減など労働時間短縮の取組み」で、「実施している」が7割を上回っています。

「仕事と育児との両立支援制度を利用しやすい雰囲気づくり」で、「実施している」が5割を上回っています。

【ワーク・ライフ・バランス、働き方改革に関する取組みの実施状況】



(4) 前プラン（第5版）における目標値の状況

前プラン（第5版）において、計画期間（平成28(2016)年度～令和2(2020)年度）に達成すべき数値目標として41項目を設定しています。その現状値は以下の通りです。

実績値欄の太字は、目標を達成しているもの

基本目標	重点課題	項目	データの出典	単位	平成26年 実績値	平成31年 目標値	令和元年 実績値
1 男女の人権の尊重と意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	53.8	60	51.9※ ¹
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合	市民アンケート※ ²	%	55.6	70	55.2※ ³
		男女共同参画について話し合ったり、学習したりしたことがない市民の割合	市民アンケート	%	60.9	45.0	66.4※ ⁴
		市や県主催の男女共同参画セミナーや講演会に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	11.8	15.0	7.0
		栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	市民アンケート	%	43.8	60.0	45.5
		小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100.0
		男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	850※ ⁵	380	123
		じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	230	280	213
		人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	470	520	624
		社会教育事業（男女共同参画に関する）講座・教室の参加延べ人数	生涯学習課調べ	人	48	55	81
		小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100.0
	多文化共生イベント参加者数	自治振興課調べ	人	610※ ⁶	500	932	
	(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	DVを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	10.4	減少	7.0
		セクハラを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	9.6	減少	9.2

※1 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

※2 単に「市民アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査をさす

※3 前回調査と基準を合わせるため、「その他」「不明・無回答」を除いた割合

※4 前回調査と基準を合わせるため、「不明・無回答」を除いた割合（これ以降の市民アンケートの数値も同様）

※5 じんけんセミナー共催分の参加者を含む

※6 栗東ロテリア推進事業分の参加者を含む

基本 目標	重点 課題	項目	データの出典	単 位	平成 26 年 実績値	平成 31 年 目標値	令和元年 実績値
2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	(1) 働く権利の保護と働く場における男女共同参画の推進	職場の中でみて、どちらの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	19.2	35	21.8
		栗東市における女性（25～44歳）の就業率	国勢調査	%	57.9	73	62.3 ^{※7}
		管理的職業従事者に占める女性の割合	事業所アンケート ^{※8}	%	6	18	12
		ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	事業所アンケート	%	50	60	87.2
		女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	—	6	8^{※9}
		女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	—	12	16
	(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	地域で実施している男女共同参画事業に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	14.6	20.0	10.8
		家庭生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	32.1	38	36.9
		地域生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	34.9	40	36.4
		障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	658	720	772
		地区別懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,823	3,000	2,822
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	生活の中における優先度で希望と現実が異なっている人の割合	市民アンケート	%	57.0	36	45.8
		介護を支援する制度がある事業所の割合	事業所アンケート	%	79.0	90	75.5
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合	事業所アンケート	%	45.9	60	94.7^{※10}
		男性の育児休業の取得状況	事業所アンケート	%	1.2	5	3.8
		父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	子ども・子育て支援ニーズ調査	%	43.7	50	42.6 ^{※11}
		地域子育て支援拠点か所数	子育て応援課調べ	か所	3	6	4
		保育園の待機児童数	幼児課調べ	人	1	0	60 ^{※12}
		延長保育している保育所数	幼児課調べ	園	6	9	12
		法人保育園数（移管件数を含む）	幼児課調べ	園	6	9	13
		介護保険等の出前トークの参加延べ人数	長寿福祉課調べ	人	507	1,500	482

※7 把握できる直近の数値として、実績値においては平成 27 年のもの

※8 単に「事業所アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査をさす

※9 創業支援等事業計画による支援実績創業者のうち、女性の人数

※10 ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関連した取組みを実施している事業所の割合

※11 把握できる直近の数値として、実績値においては平成 30 年のもの

※12 4月1日時点

基本目標	重点課題	項目	データの出典	単位	平成26年実績値	平成31年目標値	令和元年実績値
3 男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	13.3	18	11.9
		審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	31.1	40.0	34.4
		女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	51.7	70.0	44.8
		自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	16.3	30.0	12.1
		農業組合長の女性就任者数	農林課調べ	人	0	4	0
		市男性職員の育児休業取得数（5年間延べ人数）	総務課調べ	人	0	5	1

《検証》

- 全41項目のうち、目標値を達成した項目数は34.1%にあたる14項目となっています。中には「多文化共生イベント参加者数」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合」などのように、目標値を大きく上回っている項目もみられます。
- 目標未達の27項目のうち、「保育園の待機児童数」や「農業組合長の女性就任者数」などは、特に目標値と実績値の格差が大きくなっています。
- 令和元年度の実績値（または直近の実績値）が平成26年度実績値より後退している項目は、全体の36.6%にあたる15項目となっています。

(5) 男女共同参画を取り巻く現状を踏まえた課題

本市の現状を踏まえた課題は以下のとおりです。

課題1 人権の尊重と意識の醸成

市民アンケートによると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対し、肯定的な意見が減少傾向にあり、固定的な性別役割分担意識が解消されつつあるものの、特に男性にそのような意識が残っている状況です。男女共同参画社会の根幹である、「男女が平等で、人権や個性が尊重される社会」への意識づくりが必要です。

課題2 多様な暮らし方・働き方の実現

女性の労働力の推移をみると、M字カーブの底が全国や県と比較して深いという現状があります。その要因の一つと考えられる待機児童については解消を目指し、「働きながら子育てしやすい環境の整備」を推進することが必要です。事業所においては、仕事と育児や介護等との両立支援に対する課題がある一方で、市民アンケートでは、「男女がともに働きやすい労働環境や、仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり」を求める声が多くありました。ワーク・ライフ・バランスの実現が実感できる取組みが必要です。

課題3 参画と協働による地域づくり

本市の高齢化率は県内で最も低いとは言え、地域の担い手の高齢化は否めません。今後も持続可能な地域社会に向け、女性など多様な視点を取り入れ、ともに参画する地域づくりが必要です。特に防災については、重要事項を決定するのは男性という意識を改善し、日頃から女性などが地域での取組みに参画し、多様な視点を取り入れることが必要です。

課題4 安全安心な暮らしの実現

DV相談の件数は一定数あり、市民アンケートによる調査でも、実際に被害を経験した人が男女ともに1割弱存在しています。ジェンダーに基づく暴力は重大な人権侵害であり、根絶しなければなりません。また、ひとり親世帯の数も増加しており、困難を抱える人々の実情に応じた自立支援が必要です。

課題5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

女性委員が不在の審議会委員の見直しを含め、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映され、様々な角度からその影響について多様な視点で捉えることができる市政の運営に向け、全庁的な取組みが必要です。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

前プラン（第5版）においては、「女（ひと）と男（ひと）がともに歩み、ともに輝く社会」を基本理念として定め、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、市民アンケートの結果にあるように、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が残っているなど、男女共同参画社会の実現は道半ばです。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、就業者数の減少や自殺者数の増加など、特に女性への影響が深刻である様相が確認されており、国内外において、改めてジェンダー平等の実現が課題となっています。

そのため、本プランでは、誰もが平等であるという基本的な人権尊重意識の醸成と、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境を整えていく取組みを進めます。

人権意識の高揚のためには、固定的な性別役割分担意識の解消はもちろん、幼少期から無意識のうちに形成されてきた物事への見方により、性別などによる差別・区別が生じるおそれのあるアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）の存在が、少数派や影響力の弱い人たちの障壁となっていることに気づく必要があります。思い込みから解放され、影響力が強い人だけでなく誰もが自分らしく個性と能力が発揮できる公正な社会、多様な考えが活かされる豊かな社会の実現を目指します。

また、誰もがライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方や働き方ができるワーク・ライフ・バランスの実現や、女性の活躍、ジェンダーに基づく暴力の根絶など、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境を整え、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指します。

これらのことから、本プランでは「だれもが自分らしく生きることができる 公正で多様性に富んだ社会」を基本理念として掲げ、計画期間において目指す姿とします。

そのため、計画の名称も第5期までの「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」から、「栗東市ひとが輝くパートナープラン」に改めました。

本プランの基本理念

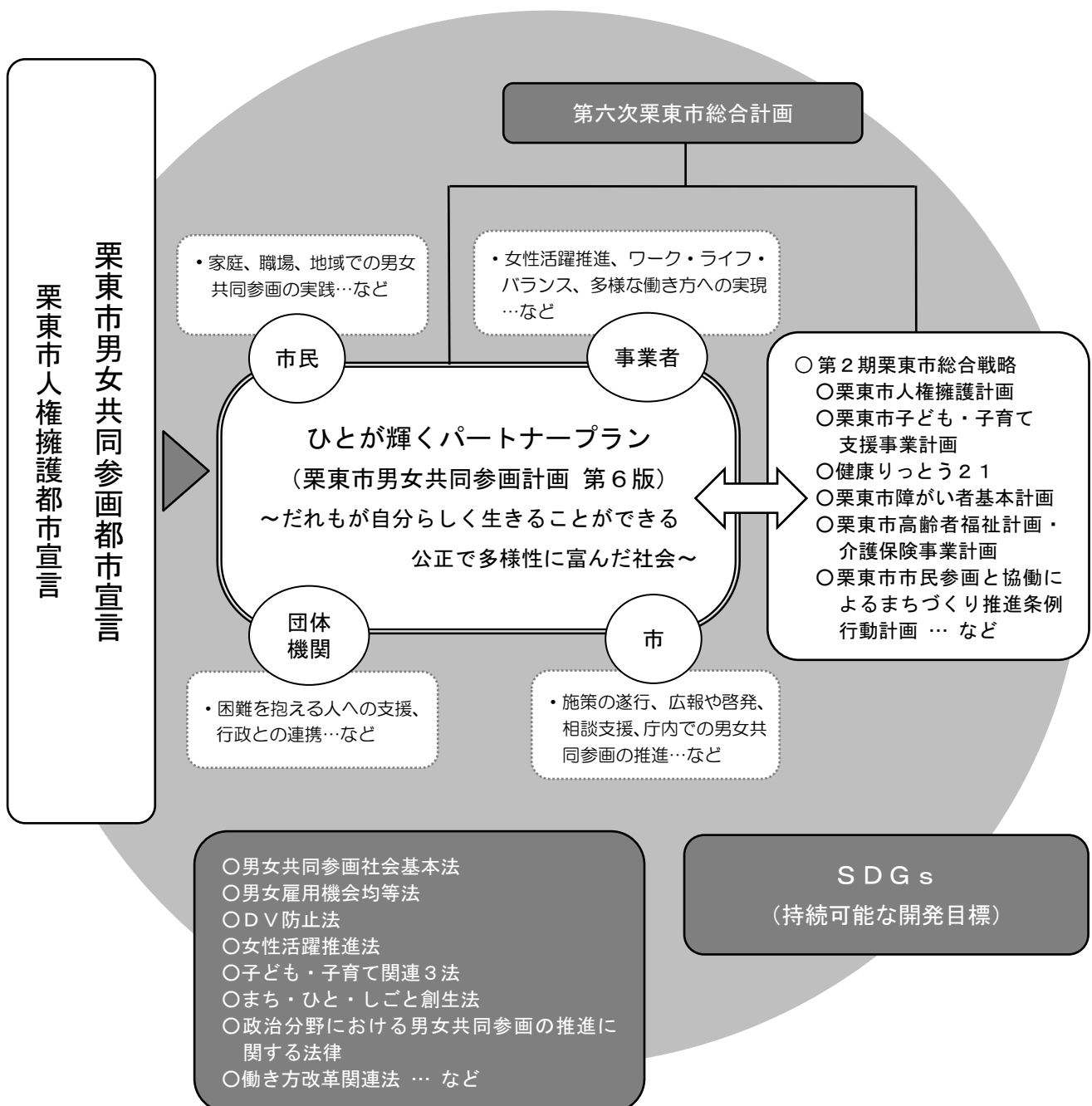
**だれもが自分らしく生きることができる
公正で多様性に富んだ社会**

※アンコンシャス・バイアス：Unconscious Bias（無意識の思い込み）のこと。男女共同参画の分野では、「男性は〇〇が得意（苦手）」「女性は〇〇が得意（苦手）」など、性別によって根拠のない決めつけをすることなどをさす。性別に限らず、職業、学歴、人種等により、人の特性や性質などを決めつけることもいう。

2 基本理念達成に向けた計画のあり方

基本理念である「だれもが自分らしく生きることができる 公正で多様性に富んだ社会」の実現のために、上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめとする他の関連する計画との整合性を図り、あらゆる施策において男女共同参画の視点が持てるよう、各課が連携して男女共同参画関連施策を総合的に推進します。

推進にあたっては、市民や事業者などの参画や協働により、各主体と一体となった全市体制で実施します。



3 全体を通じた重要な視点

この計画期間において目指す姿とした基本理念を実現するにあたり、5つの基本目標を定め具体的な施策を展開します。その遂行にあたり、特に重要な視点を以下の2点とし、計画期間中、常に意識して取り組みます。

(1) 性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮できている

家庭・地域・職場など多くの場面において、性別にかかわるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）や慣習等により、個人の能力が十分に発揮できていない現状があります。誰もが個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることのできる社会をつくるためには、多様な性のあり方や価値観、暮らし方などを等しく尊重することが必要です。

そのためには、自分の中のアンコンシャス・バイアスに気づき、家庭・地域・職場等において、あらゆる方針・施策・計画の決定やその実施などの場面で男女共同参画の視点を持って考え、社会の当たり前を必要に応じて変革し、誰もが対等な社会の構成員として責任を果たしながら活躍できるという男女共同参画社会の理念を実現することが重要となります。

そこで、「性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮できている」を重要な視点として位置付けます。

(2) ワーク・ライフ・バランスを実感できる

ワーク・ライフ・バランスの実現には、誰もがライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方や働き方ができる環境が必要です。また、生活基盤である有償労働と無償労働（家事、子育て、介護等）において、性別にかかわらず誰もが等しく責任を担い合うことも重要です。女性に負担が偏りがちな家事や子育て、介護などをパートナーで分かち合うことにより、女性のエンパワーメントを高める土台づくりともなります。

さらに、子育て・介護・社会活動等に参画し、地域との関わりを持つことは、知識や視野、人間関係を広めるなど、人生の豊かさにもつながります。家庭・地域・職場でのワーク・ライフ・バランスを実感できる状態は、公私ともに充実した自分らしい生き方につながると考えられます。

そこで、「ワーク・ライフ・バランスを実感できる」を重要な視点として位置付けます。

4 基本理念達成に向けた基本目標と基本施策

基本理念のもと、以下の基本目標と基本施策を定め、具体的な施策を展開します。

※各基本目標と関連の深いSDGsのターゲットのロゴを記載しています。SDGsの簡単な説明やロゴマークは、巻末（95ページ）にも記載しています。

基本目標1 人権の尊重と意識の醸成



(1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消

- 人権の尊重や男女共同参画に関する意識は、幼児期から育むことが重要です。このため、学校教育等を通じて男女共同参画を含む人権意識を醸成するとともに、生涯を通じた男女共同参画の意識づくりを推進します。
- アンコンシャス・バイアスは、男性の生きづらさにも影響していることがあります。「男だからこうしなければならない」と縛られてきたことに気づき、男性にとっても男女共同参画が必要な取組みであるとの理解が促進されるよう、啓発を行います。

(2) 多様性についての理解促進

- 男女共同参画を含む人権意識の向上のためには、多様な価値観や個性を尊重し合い認め合う機運の醸成が重要です。このため、あらゆる場面を通じて価値観の多様性についての理解を促進します。
- 性的指向・性自認[※]などの性の多様性が尊重されるよう、市民の理解を促進します。
- 本市において増加傾向にある外国人住民の文化などについて、市民の理解を促進します。

(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進

- 行政の刊行物等における固定的な性別役割分担意識をイメージする表現の点検や是正を行うとともに、事業所や地域の発行物についても人権感覚を持って気づき、適切な助言を行います。

※性的指向：恋愛・性愛の対象が同性か異性かなどといった、個人の指向のこと。

性自認：身体的な性別にかかわらず、自分の性別をどう捉えるかという自己意識のこと。

基本目標 2 多様な暮らし方・働き方の実現



(1) 働く場における男女共同参画の推進

- 非正規雇用で働く人の多さや、女性が働きながら子育てをすることの困難さなど、社会における女性の活躍推進を阻害する要因は依然として存在しています。このため、女性が能力や個性に応じて社会で活躍できるよう、事業所などへの啓発を進めます。
- 男性もまた、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に縛られて長時間労働を強いられたり、自由なキャリアの選択が阻害されたりと、職場で不利益を被っている現状がみられます。このため、働く場での男女共同参画を推進することにより、男性が自らの指向や価値観、個性、家庭事情などに応じた柔軟な働き方ができるよう、事業者への働きかけなどの取組みを推進します。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 家庭、地域、職場などで男女共同参画を実現するためには、性別を問わず誰もが時間や労力の適切なバランスをもって、それらに従事できる環境づくりが重要となります。このため、育児・介護休業等の取得促進など多様なスタイルで働ける環境の推進と、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行うとともに、社会全体で子育てや介護を支援する体制の充実を目指します。
- 待機児童の解消を目指すとともに、一時預かり保育、病後児保育などの充実により働きながら子育てしやすい環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- 家事や育児、介護等について女性に負担が偏らないよう、男性が積極的に参画する意識の啓発とともに、育児等に関する知識や情報を男性向けに発信するなどの取組みを推進します。

(3) 多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワーク（在宅等勤務）やフレックスタイム制（勤務時間を自身で決められる働き方）などの多様な働き方が急速に普及しました。このような変化を転機に多様で働きやすい職場環境の推進について事業者へ働きかけを行います。また、女性の就業や起業、再就職などの支援を行い、本来の能力や個性を発揮できる環境づくりを進めます。

基本目標 3 参画と協働による地域づくり



(1) 地域活動における男女共同参画の推進

- 地域活動においては、男性だけでなく、女性や障がい者など、多様な視点を持った人が集まり、方針を決定することが必要です。特に防災分野については、過去の震災において、避難所等で性に対する配慮がなされておらず、不自由や不便を感じたという事態が明らかとなっています。本市においても平時からの取り組みが大切であることから、防災の担い手として女性の参画を推進し、男女共同参画の視点による防災体制の点検・見直しを行い、誰もが安心して過ごせる地域社会づくりを推進します。
- 地域活動において、性別ではなく個性に応じて役割を担う取り組みを推進し、男女共同参画の機運を醸成します。

(2) 様々な分野における男女共同参画の推進

- 理工系分野への進路選択など性別に偏らない将来の選択を可能とするキャリア教育や、農林業など女性が特に少ない分野の男女共同参画を推進します。

基本目標 4 安全安心な暮らしの実現



(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶

- 新型コロナウイルス感染症による危機下において、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）が、世界的に急増しました。DVは潜在化しやすく、被害者が外部へ相談しにくい状況がみられることから、啓発等を通じてDVの根絶を目指すとともに、被害者・加害者双方の相談・支援体制を充実させます。
- 性暴力については、絶対に許さないという機運を高める啓発を行います。また、子どもや若年層にも性暴力の認識を促します。

(2) 困難を抱える人々への支援

- ひとり親が自分らしいと思える生活が実現できるよう、実情に応じた自立の支援を行います。また、高齢者や障がい者、外国人住民等が地域で安心して自立した生活ができるよう相談体制の充実や関連行政サービスの充実を図ります。

(3) 生涯を通じた健康づくり

- すべての人が互いに性の尊重について理解を深め、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[※]など、生涯を通じて健康に関する自己管理の認識を高められるよう啓発を行います。また、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう相談支援を行います。学校教育においては、年代に応じた性教育を適切に推進します。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「Reproductive Health and Rights（生殖に関する健康と権利）」。出産する子どもの人数、間隔、時期などを自由に決断できる権利や、性と生殖の健康を手に入れる権利のこと。

基本目標 5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 行政をはじめ様々な場面で重要な方針などを決定する場での男女共同参画は計画通りに進展していない様子がうかがえます。このため、市の各種審議会や委員会、さらに庁内において、政策・方針等を決定する場への女性の参画を、目標値を定めて促進します。

(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

- 女性の意見が反映されにくい状況にある防災分野において、政策や方針決定過程の女性の参画拡大を目指します。
- 男女共同参画は、市政のあらゆる分野に関係することから、あらゆる施策や事業を男女の格差が生じていないかなど男女共同参画の視点を持って取り組むよう推進します。

5 施策体系

本プランでは前プラン（第5版）の施策を継承しつつ、既存施策の見直しや新規施策の追加などを行い、以下の施策体系で具体的な取組を推進します。

[☆：女性労働力率のM字カーブ改善への取組み ☆：待機児童解消への取組み ◎：総合戦略の重点的な取組み]

基本目標	基本施策	具体的施策の方向
1 醸成 人権の尊重と意識の	(1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	① 保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進 ② 家庭、地域社会における教育、学習の推進 ③ 男性にとっての男女共同参画の推進
	(2) 多様性についての理解促進	① 性の多様性を理解するための教育・学習の推進 ② 個性の尊重に対する理解促進
	(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進	① メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進
2 働き方の実現 多様な暮らし方・	(1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 ☆◎	① 誰もが対等に働く機会の提供 ② 働く場における女性の活躍推進
	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ☆★◎	① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ② 家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ③ 責任を分かち合う家事・育児・介護の推進
	(3) 多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上 ☆◎	① 働きやすい職場環境の推進 ② 女性の就業・起業の支援
3 地域協働による参画と づくり	(1) 地域活動における男女共同参画の推進	① 地域防災活動における女性参画の拡大 ② 地域活動における男女共同参画の推進
	(2) 様々な分野における男女共同参画の推進	① 様々な分野での男女共同参画の推進 ② 男女共同参画の視点を持つ活動の推進
4 安全安心な暮らしの実現	(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶	① ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する支援体制の充実 ② ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み
	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援
	(3) 生涯を通じた健康づくり◎	① 性の尊重と健康についての意識の醸成 ② 健康づくりへの支援
5 参画の視点をあつちする における男女共同 の反映	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会や委員会への女性参画の促進 ② 庁内における男女共同参画の推進
	(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	① 男女共同参画の視点による防災体制の整備 ② あらゆる施策への男女共同参画視点の反映 ③ 事業者や関係団体との連携推進 ④ 国際的な取組みとの協調

第3章 プランの内容

☆印は女性労働力率のM字カーブ改善への取組み、★印は待機児童解消への取組み、◎印は総合戦略の重点的な取組みを、それぞれ示しています。

「主な担当課」とありますが、問題解決に向けて必要に応じて関係課と連携して取り組むものです。

基本目標 1 人権の尊重と意識の醸成

人権の尊重は、男女共同参画社会の根幹となるものです。すべての人の人権や個性が尊重され、それぞれの希望や個性・能力に応じて等しく活躍できる社会の実現を目指します。特にアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）と多様性についての理解を深め、公正で多様性に富んだ社会となるよう、教育・啓発を行います。

（1）男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消

①保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進

幼いころから男女共同参画に関する理解が深まるよう、保育園や幼稚園・幼児園・学校において、男女共同参画の視点に立った保育・教育・学習環境を整えます。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	保育園・幼稚園・幼児園における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○ 栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、各園において、男女共同参画及び人権尊重の視点に立ち、性別に関係なく一人ひとりの個性や能力が発揮できる環境となるよう、保育教育内容の充実を推進します。	幼児課 保育園・幼稚園・幼児園
2	学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○ 小・中学校において、男女共同参画社会づくり副読本等の活用による、男女共同参画への理解を深める教育を実践します。 ○ 栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、男女共同参画及び人権尊重の視点に立った教育を実践します。	学校教育課 小学校・中学校
3	保育・教育者等の男女共同参画に対する意識の向上	○ 保育職員や教職員に対して、男女共同参画に関する研修を実施するとともに、男女共同参画に関する指導について、教育研究や自己研修を行います。	学校教育課 幼児課

②家庭、地域社会における教育、学習の推進

男女共同参画に関するアンコンシャス・バイアスは社会生活の中で影響を受け、形成される場合もあることから、生涯学習等を通じて幅広い世代に継続的に情報を提供し、男女共同参画の意識と実践が広く根付くよう、継続的な取組みを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○ ライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や、広報による啓発に取組みます。	自治振興課
		○ 市民に対して人権尊重の大切さ等、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。	人権政策課 人権教育課
		○ 地区別懇談会や講演会等を行い、男女共同参画や人権等について学ぶ機会を設け、意識の高揚を図ります。	
		○ 各コミュニティセンター等での社会教育事業を実施するにあたり、男女共同参画の意識を持って講座等を開催します。	生涯学習課

③男性にとっての男女共同参画の推進

男性もまた、期待される「男らしさ」や仕事中心の価値観によって生きづらさを感じている場合があり、そういった考え方を解消することが、男女共同参画の推進には重要となります。男女共同参画が男性の自己実現にもつながるものであるとの理解が深まるよう、啓発や教育・学習機会の提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男性にとっての男女共同参画の意義の啓発	○ 男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行います。 ○ 事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行います。	自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課

(2) 多様性についての理解促進

①性の多様性を理解するための教育・学習の推進

男女共同参画を推進するためには、性別や多様な性のあり方が、個性として等しく尊重されるべきであるという考えが共有されることが重要です。それぞれの違いを認め、尊重し合う機運の醸成に向け、教育や学習機会の提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	性の尊重についての教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行います。 ○ 教職員に対しては、性的指向や性同一性障害等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図ります。 	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行います。 	人権政策課 人権教育課 自治振興課

②個性の尊重に対する理解促進

誰もが互いに個性を尊重し合い、それぞれの個性や能力が発揮できるよう、啓発や教育・学習を通じて人権尊重や男女共同参画に関する意識の高揚を図ります。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	学校における多文化共生教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができるよう、多文化共生教育を推進します。 	学校教育課
2	多文化共生のまちづくりを通じた男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備、多国籍市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。 	自治振興課
3	多様な価値観を尊重する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。 	人権政策課 人権教育課 自治振興課

(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進

①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進

市が提供するメディアや情報について男女共同参画の視点から不適切なものがないか常に点検を行うとともに、メディアの不適切な情報に左右されることのないよう、市民のメディアリテラシー（情報を正しく読み取る力）の向上に向けた取組みを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○ 広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	全課 秘書広報課
		○ 行政職員に対する研修機会等を通じて、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。	自治振興課 総務課
2	メディアリテラシーの向上	○ 「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図ります。	議会事務局
		○ インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。	人権政策課 人権教育課 自治振興課
		○ メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図ります。	図書館
		○ 地域の広報紙や事業所のパンフレットなどの発行物について、男女共同参画の視点に立った適切な表現になっているかに気づき、適切な助言を行います。	自治振興課 商工観光労政課

基本目標 2 多様な暮らし方・働き方の実現

性別などにかかわらず、誰もが自分らしさを発揮して暮らすためには、ライフステージや個別の事情に応じて「テレワークやフレックスタイム制」などの多様な働き方を選択できることが望めます。また、M字カーブの底上げにつながる「働きながら子育てしやすい環境の整備」も重要です。多様な選択肢から自分らしいワーク・ライフ・バランスが実現できる社会に向け、働く場や家庭における男女共同参画の推進、女性のエンパワーメントを高められる環境づくりなどを行います。

(1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆ ◎]

① 誰もが対等に働く機会の提供

就職や就労において、性別などによって不利益を受けることがないように、また、就労の場において男女共同参画が推進されるよう、相談支援や啓発・学習機会の提供などを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	労働相談窓口に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行います。 ○ 広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図ります。 	商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家
2	あらゆる職域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる職域において男女共同参画の推進が図られるよう、市や県内における先進的な取組みの動向の把握に努め、情報発信を図ります。 	自治振興課 商工観光労政課
3	多様な選択が可能なキャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。 	学校教育課

②働く場における女性の活躍推進

働く場において、役員や管理職など重要なことを決定する立場に女性が少ない現状に鑑み、市内の事業所や団体等で重要な立場への女性の参画が進むよう、事業者や団体等に対する啓発を推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進（女性の登用促進）	○ 事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。	全課 商工観光労政課 自治振興課
2	事業者・団体等に対する支援	○ 「女性活躍推進法」の理念や規定、令和元年の同法の改正内容（令和4年4月1日施行）等について、事業者や団体等へ周知します。 ○ 男女共同参画を推進しようとする事業者や団体等に対し、必要な情報を提供し、その取組みを支援します。	自治振興課

（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 [☆☆◎]

①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

職場や家庭における男女共同参画の推進に向け、誰もが仕事と生活の調和がとれた多様な働き方ができるよう、市民や市内の事業者・団体等に啓発や働きかけを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	事業者等における男女共同参画の機運の醸成	○ 事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の機運の醸成を図ります。 ○ 女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取組みを促進します。	商工観光労政課 自治振興課
2	職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進	○ 妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくすため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図ります。	商工観光労政課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者に啓発を行います。 ○ 長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。 	商工観光労政課

②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、家庭での子育てや介護等の負担軽減の取組みを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する市民の理解を深めるための啓発を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	安心して子育てできる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○ 講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 	幼児課 子育て応援課
2	家族の在宅介護の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施します。 ○ 周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行います。 	長寿福祉課 障がい福祉課
3	育児・介護休業を取得しやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心して育児・介護休業が取得できるよう、育児・介護休業中に必要な生活資金の貸付を受けることができる制度の周知を図るなど、支援を行います。 	商工観光労政課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
4	ワーク・ライフ・バランスについての理解促進	○ 市民のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深めるため、広報やホームページ、パンフレット等を通じた啓発を行い、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考える機会を創出します。	自治振興課

③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進

性別にかかわらず、誰もが家事・育児・介護等に参画し、地域との関わりを持つことでワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、支援を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男性の家事参画促進のための取組み	○ 男性の家事参画をより促進するため、広報等を通じて実践的な情報の提供や、啓発を行います。	自治振興課
2	男性の育児参画促進のための取組み	○ 男性の育児参画を進めるため、男性対象の子育て講座の開催等、父親が子育てに参画しやすい取組みを推進します。	子育て応援課
		○ 男性が育児に必要な知識や技術を身につけることができるよう、様々な機会を通じて情報提供や啓発を行います。	健康増進課
3	介護負担軽減のための取組み	○ 性別にかかわらず直面する介護や、増加する男性介護者が抱える困難などに寄り添い、必要な支援を行います。	長寿福祉課

(3) 多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上 [☆ ◎]

①働きやすい職場環境の推進

誰もが自分の個性や特性・能力などに応じた多様な働き方ができるような職場環境の取組みを啓発するとともに、職場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）防止対策の推進	○ 職場におけるセクハラ・パワハラを防止するため、関係機関等へのチラシの設置やポスターの掲示により、啓発を行います。	商工観光労政課
		○ セクハラ・パワハラに関する市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等を通じた啓発を行います。	自治振興課
2	多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者に啓発を行います。 ○ 長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。 	商工観光労政課

②女性の就業・起業の支援

女性の多様な働き方を促進するため、女性の職業能力の開発や、起業・創業、再就職等へ向けた支援を行い、女性が能力や個性を発揮し、活躍できる環境づくりを進めます。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	女性の職業能力開発に関する情報の周知	○ 女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。	商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家
2	起業・創業のための支援	○ 起業・創業が活性化するよう、創業支援等事業計画に基づき、創業支援等事業者（商工会）や地域金融機関等との連携のもと、学習機会等の提供を行います。	商工観光労政課
3	女性の再就職支援	○ 出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした能力開発に関する研修会や学習機会の情報提供を行います。	商工観光労政課

基本目標 3 参画と協働による地域づくり

地域での活動も大切なワークとライフのひとつです。命に関わる防災の取り組みをはじめ、様々な地域活動や社会との関わりを持つことで、豊かなワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。また、市民の様々な地域活動に対し、男女共同参画推進に関する働きかけなどを行い、市民の参画と協働による男女共同参画社会づくりを目指します。

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

①地域防災活動における女性参画の拡大

多様な視点からの防災対策の整備に向け、防災対策等を決定する場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った防災体制の見直しを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	多様な視点に応じた防災体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等における女性の参画促進等、地域の防災対策に多様な意見が反映される環境づくりを進めます。 ○ 多様なニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行います。 	危機管理課

②地域活動における男女共同参画の推進

市民による自発的な地域活動において男女共同参画が図られるよう、男女共同参画の視点による活動支援を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	地域における男女共同参画に関する取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促進し、男女共同参画に関する情報交換や活動を促進します。 ○ それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。 	自治振興課 生涯学習課
2	地域における男女共同参画の視点をもった子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な年代・性別の子どもたちが交流を通じて、人権意識やリーダーシップを学ぶことができるよう、男女共同参画の視点をもった地域を担うリーダーの育成を図ります。 	生涯学習課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	地域における意識づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会等における地区別懇談会や出前講座を実施し、地域における男女共同参画の意識の醸成を図ります。 ○ 実施にあたっては、新たな層が参加できるよう時間・場所、テーマ・内容等ニーズに応じた工夫に取り組みます。 	人権教育課
4	男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援を行います。 ○ 男女共同参画の活動に対する意欲、能力をもつ人材の活用を推進します。 	自治振興課

(2) 様々な分野における男女共同参画の推進

①様々な分野での男女共同参画の推進

女性が特に少ない分野における男女共同参画を推進します。また、性別にとらわれず、本人の意思を尊重した将来の選択を可能とするキャリア教育を実施します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	様々な分野での男女共同参画の推進	○ 市や県内における家族経営協定の締結の動きや農業委員、指導農業士、林業技士等の農業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。	農林課 農業委員会
2	多様な選択が可能なキャリア教育の推進【再掲】	○ 性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。	学校教育課

②男女共同参画の視点を持つ活動の推進

男女共同参画を推進する団体にかかわらず、様々な分野における市民活動において、男女共同参画の視点を持つ活動があれば、積極的に連携を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点を持つ市民活動の支援	○ 様々な分野における市民の自発的な活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう、啓発を行います。また、そのような視点を持つ市民活動を支援します。	自治振興課

基本目標 4 安全安心な暮らしの実現

誰もが性別や性のあり方などによって不当な扱いや不安な思いをすることがないように、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの防止や被害者・加害者双方に対する支援など、男女間等の暴力の防止に向けた取組みを推進します。また、困難な事情を抱える人に対する切れ目のない支援や、生涯を通じた健康づくりの取組みなどを通じ、市民の安全安心な暮らしを目指します。

（1）ジェンダーに基づく暴力の根絶

①ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する支援体制の充実

DVの防止・根絶に向け、相談体制の充実や被害者の支援、再発防止のための加害者への働きかけなどを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	DV防止策の推進	○ DV被害を防ぐため、DV相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、DV相談窓口の周知を図るとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。	子育て応援課 自治振興課
2	DV被害者への支援	○ 多様化かつ複合的なものとなってきているDV相談に対応するため、女性相談員を配置して関係機関との連携を図りながら、DV被害者の保護・避難を支援します。	子育て応援課
		○ 健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	健康増進課
		○ 就労相談においてDV等に関する情報があった場合に、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	商工観光労政課
		○ 研修や調査を通じて県や市内における各種相談における実態の把握を行い、行政機関との連携を図ります。	自治振興課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	DV加害者への支援	○ 加害者もまた、様々なトラブルを抱えている場合が考えられることから、加害者の状況を把握し、必要な援助やアドバイス、カウンセリングなどが受けられるよう関係機関につなげるなど、再発の防止を図ります。	自治振興課 人権政策課

②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み

DVに限らず、ジェンダー等に由来する様々な暴力の防止に向け、相談支援体制の充実や、幼いころからの人権教育の充実を推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	暴力防止による人権擁護の推進	○ 人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるジェンダーに基づく暴力の相談機会を充実します。	人権政策課
2	子どもの性被害の防止	○ SNS*等の利用による性被害から子どもを守るため、メディアリテラシーに関する教育を推進します。 ○ 性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、授業等を通じて啓発を行います。	学校教育課
3	性被害防止に向けた啓発の推進	○ 性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。 ○ 様々な機会を活用した啓発等により、性暴力については、絶対に許さないという機運の醸成を図ります。	自治振興課

*SNS：social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービスのこと。LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）などがある。

(2) 困難を抱える人々への支援

① 困難を抱える人々への支援

生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭や、高齢者、障がい者等であることに加えジェンダーによる課題など、複合的に困難な状況に置かれている人などが、安心して孤立することなく暮らすことができるよう、相談支援を含む様々な支援を提供し、課題の解消を目指します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	母子・父子家庭の実情に応じた自立支援の推進	○ 母子・父子自立支援員を配置して、母子・父子家庭の実情に応じた支援を行います。	子育て応援課
2	困難を抱える人々に対する相談の充実	○ 固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。	健康増進課 子育て応援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課
3	高齢者・障がい者等の社会的孤立の防止	○ 高齢者が、性別にとらわれず互いに助け合いながら、豊かな経験や知識、技術などを地域社会で生かし、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや活動を継続するための環境づくりを進めていきます。	長寿福祉課
		○ 障がいの特性に加え、性別にとらわれないスポーツ活動等の取組みを推進することで、障がいのある人の社会参加を推進します。	障がい福祉課

(3) 生涯を通じた健康づくり[◎]

①性の尊重と健康についての意識の醸成

性の尊重や、妊娠・出産等に関する当事者の主体性を確保するため、関連する情報の提供や教育・学習機会の提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	性の尊重についての理解促進	○ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」のもつ意味について、広報等を通じた周知啓発を行います。	自治振興課

②健康づくりへの支援

健康づくりの支援や、女性の妊娠・出産に対する支援、性感染症をはじめとする様々な感染症に対する正しい情報の提供・周知を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	年代に応じた健康支援の提供	○ 年代に応じた健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。	健康増進課
2	性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○ 保育園・幼稚園・幼児園、学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう、指導を行います。	幼児課 保育園・幼稚園・幼児園 学校教育課 小学校・中学校
		○ 中学校において、性感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行います。	中学校
		○ 様々な感染症に対して不安を抱える妊産婦が安心して出産や育児をできるよう、寄り添った支援を行います。	健康増進課

基本目標 5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

市の重要な施策を決定する審議会や委員会、管理職等における男女共同参画を推進するとともに、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映され、多様な視点で捉えることのできる市政を目指します。また、男女共同参画社会の実現には、全市的な取組みが欠かせないことから、市内の事業者や関連団体等との連携を強化するとともに、国際的な動向も視野に入れて、施策を推進します。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の審議会や委員会、また、庁内において、重要な政策・方針決定の場における女性の割合は、まだ低い部分が見られます。この現状に鑑み、審議会や委員会、市の政策決定の場などで女性の参画が進むよう、目標値を定めて計画的な取組みを推進します。

また、防災を含むあらゆる分野において男女共同参画が推進されるよう、事業所や団体等との連携強化に努め、官民協働による男女共同参画社会づくりを目指します。

① 審議会や委員会への女性参画の促進

審議会や委員会において女性委員の割合が向上するよう、数値目標を定めて取組みを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	各種審議会や委員会等への女性の参画促進	○ 審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	全課 自治振興課

② 庁内における男女共同参画の推進

庁内において男女共同参画の推進に努め、誰もが安心して働ける職場環境づくりを目指します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○ 日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○ 意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	全課 総務課
2	行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○ 職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意識啓発及び資質の向上を推進します。	全課 総務課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	男女共同参画の視点に立った職場づくり	○ 育児・介護関連の制度をまとめたハンドブック等による啓発を行い、特に男性職員の育児・介護休業や育児参画に係る特別休暇制度等を取得しやすい体制づくりを推進します。	総務課
4	安心して働くことができる職場づくり	○ セクハラ等に関する苦情処理委員会や苦情相談窓口を設置し、すべての職員が個人として尊重され、安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。	総務課

(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

①男女共同参画の視点による防災体制の整備

万一の災害時に性別や性のあり方によって不安や不自由な思いをすることがないように、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	防災対策における男女共同参画の推進	○ 「栗東市地域防災計画」等の推進にあたり、多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策を推進します。 ○ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画の拡大を図り、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災体制を推進します。	危機管理課
2	多様な性のあり方等に配慮した避難所の整備	○ 避難所の設備・備品・運営方針等に関し、多様な性のあり方や障がい者・高齢者に配慮した整備を推進します。	危機管理課

②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

市が実施する施策や事業については、様々な角度からその影響について考える必要があります。あらゆる施策や事業に対し、男女共同参画の視点からも考える取組みを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○ あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	全課 自治振興課

③事業者や関係団体との連携推進

市内の事業者や団体等との連携を深め、男女共同参画推進に関する啓発などを通じて官民協働による男女共同参画社会づくりを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の事業者や団体等に対し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発などを推進し、男女共同参画の取組みを促進します。 ○ 事業者が実施する女性活躍などに関する積極的な取組みの情報を収集し、他の事業者と情報共有するなど、男女共同参画の取組みの連携を推進します。 	商工観光労政課 自治振興課

④国際的な取組みとの協調

男女共同参画に関する国際的な取組みと協調するため、男女共同参画をめぐる国際的な動向や、男女共同参画とも関連の深いSDGsの動向などについて、啓発を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	国際社会における男女共同参画への理解と協調	○ 広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、国際社会における男女共同参画やSDGsの取組みについて、啓発を行います。	自治振興課
		○ 自己啓発や職場研修に役立つよう、関係機関の協力のもと、国際社会等における男女共同参画やSDGsをテーマにした図書や情報を収集し、充実を図ります。	図書館

第4章 関連指標

本プランの計画期間中に達成すべき数値目標を以下の通り定め、計画的に施策を推進します。

1 成果指標

基本目標	基本施策	項目	データの出典	単位	令和元年実績値	令和6年目標値
1 人権の尊重と意識の醸成	（１）男女共同参画意識の定着とアクションシヤス・バイアスの解消	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	51.9※ ¹	60
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合	市民アンケート※ ²	%	51.9※ ³	70
		栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	市民アンケート	%	42.8	60
		小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数/市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100
	（２）多様な性についての理解促進	国籍・民族などが異なる人々が相互に認め合い共に暮らすことができるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	28.3	40
2 多様な暮らし方・働き方の実現	（１）働く場における男女共同参画の推進	職場の中でみて、どちらの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	20.4	35
		ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	事業所アンケート※ ⁴	%	87.2	90
		管理的職業従事者に占める女性の割合	事業所アンケート	%	12.0	18
	（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	保育園の待機児童数	幼児課調べ	人	60※ ⁵	0
		延長保育している保育所数	幼児課調べ	園	12	22※ ⁶
		ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数	滋賀県調べ	社	35	40
		学童保育所の利用児童数	子育て応援課調べ	人	853※ ⁵	1,056※ ⁶
		介護を支援する制度がある事業所の割合	事業所アンケート	%	75.5	90
		男性の育児休業の取得状況	事業所アンケート	%	3.8	6
		父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	子ども・子育て支援二一ズ調査	%	42.6※ ⁷	50

- ※1 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの
- ※2 単に「市民アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査をさす
- ※3 「その他」「不明・無回答」を含めた割合のため、33ページの表の数値とは一致しない（これ以降の市民アンケートの数値も同様）
- ※4 単に「事業所アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査をさす
- ※5 4月1日時点
- ※6 第2期 栗東市子ども・子育て支援事業計画による
- ※7 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

基本目標	基本施策	項目	データの出典	単位	令和元年実績値	令和6年目標値
方2 多様な暮らし 働き方の実現	☆ 普及と女性の就業支援 ◎ (3) 多様な働き方の実現	栗東市における女性(25~44歳)の就業率	国勢調査	%	62.3 ^{※8}	73
		女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	8 ^{※9}	8
		女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	16	18
		セクハラを経験したことがある人の割合	市民アンケート	%	5.7	減少
地域3 協働による 地域づくり	同 参画と 推進 (1) 地域活動における男女共同	自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	12.1	30
		地域生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	34.2	40
4 安全安心な暮らしの実現	暴力の根絶 ダークに基づく づくり ◎ (3) 生涯を通じた健康づくり	DVを経験したことがある人の割合	市民アンケート	%	5.2	減少
		健康づくりを实践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	66.0	70
		小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率(実施学校数/市内12学校)	学校教育課調べ	%	100.0	100
参画5 あらゆる分野における男女共同 の視点の反映	程への女性の参画促進 (1) 政策・方針決定過程	審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	34.4	40
		女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	44.8	70
		市男性職員の育児休業取得数(5年間延人数)	総務課調べ	人	1	5
	画の視点の反映 (2) あらゆる施策への男女共同参画	社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	11.3	18

※8 把握できる直近の数値として、実績値においては平成27年のもの

※9 創業支援等事業計画による支援実績創業者のうち、女性の人数

2 成果指標に大きく起因する取組み指標

項目	データの出典	単位	令和元年 実績値	令和6年 目標値
男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	123	150
じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	213	280
人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	624	700
障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	772	720
地区別懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,822	3,000

第5章 推進体制

男女共同参画は、市政のあらゆる分野に関連することから、庁内はもとより、市民、市内の事業所や各種団体等とも連携した、全市的な取組みが重要となります。

また、定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて新しい施策を実施したり、既存施策のいっそうの推進を図るなど、継続的な評価・検証・見直しの取組みが、計画的な推進には欠かせません。

このため、総合的・計画的に本プランの推進が図られるよう、以下のような体制で実効性を確保します。

1 庁内推進体制の充実

基本理念に基づき、あらゆる分野において男女共同参画を推進するため、庁内組織である栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会を中心に、実効性を高める工夫を凝らしながら関係部局との連携強化を図り、取組みを加速していきます。

2 市民・地域等との連携

市民自らが家庭や地域、職場等において男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。また、男女共同参画に関する活動を行う団体や事業者等との連携を図りながら、施策を推進します。

3 国・滋賀県等、関係機関との連携

本プランの推進にあたり、国・滋賀県や近隣自治体との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

1 用語解説

ア

●アンコンシャス・バイアス

Unconscious Bias（無意識の思込み）のこと。男女共同参画の分野では、「男性は〇〇が得意（苦手）」「女性は〇〇が得意（苦手）」など、性別によって根拠のない決めつけをすることなどをさす。性別に限らず、職業、学歴、人種等により、人の特性や性質などを決めつけることもいう。

●SNS（エス・エヌ・エス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービスのこと。LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）などがある。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。国連加盟 193 か国が平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間で達成するために掲げた目標で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された。17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（より具体的な目標）から構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。本プラン最終ページも参照。

●M字カーブ

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）を折れ線グラフにしたとき、結婚・出産・子育て期に当たる年代にグラフの線（値）が低くなり、育児が落ち着いた時期に再び高くなってアルファベットの「M」の字に近くなることからこう呼ばれる。就労する子育て世代の女性が増えると、M字カーブの谷底（労働力率が低くなった部分）は浅くなる。「労働力率」の項も参照。

●エンパワーメント

人（広義には組織や集団なども含む）が本来持っている能力や力を発揮させること。男女共同参画の分野では、「女性のエンパワーメント」として、女性が自己の能力や個性を十分に発揮できる環境を整えることなどをさす。

カ

●家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、性別を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、家族が話し合って農業の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について取り決めを行うこと。

●合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数のこと。

サ

●参画

ものごとの計画段階から、主体的に関わること。「参加」より、計画の初期から自発的・主体的に深くかかわるといった意味合いが強い。

●ジェンダー

生物学的な男性・女性といった性別ではなく、「男らしさ、女らしさ」など社会的・文化的に規定された性のあり方のこと。

●ジェンダー視点の主流化

すべての開発政策、施策、及び事業の計画、実施、モニタリング、評価の各段階で、ジェンダー視点に立った開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのことであり、ジェンダー平等を達成するために必要な手段であると認識されている。

●ストーカー

特定の人に付きまとう行為（ストーキング）をする人のこと。「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）では、ストーカーに該当する行為や罰則が規定されている。

●性自認

身体的な性別にかかわらず、自分の性別をどう捉えるかという自己意識のこと。例えば身体的には女性として生まれた人が、自分の性を女性と捉えているか、男性と捉えているかといった意識のことをさす。身体的な性と性自認が一致しない人のことをトランスジェンダーという。

●性的指向

恋愛・性愛の対象が同性か異性かなどといった、個人の指向のこと。

サ

●性別役割分担意識

個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のこと。「性別による固定的役割分担意識」などと表現されることもある。

●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的ないやがらせ行為のこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。略して「セクハラ」ということもある。妊娠や出産を理由に相手に不愉快な発言をしたり、解雇など不当な扱いをする「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」を、セクシュアル・ハラスメントに含むこともある。

タ

●男女共同参画社会

「男女共同参画社会基本法」では男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。「参画」の項も参照。

●ドメスティック・バイオレンス

「Domestic Violence」のことで直訳すると「家庭内の暴力」となるが、「DV防止法」では、「配偶者や生活の本拠を共にする（または共にしていた）交際相手からの暴力」のこととされている。一般には恋人など親密な関係にあるパートナー間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力なども含まれる。未婚で交際中のカップル間での暴力を「デートDV」ということもある。

ハ

●パワー・ハラスメント

職場での上下関係など職務上の地位や、人間関係などの優位性を背景に、相手に精神的・身体的な苦痛を与えるような発言や行為のこと。略して「パワハラ」ということもある。

●ポジティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなど、機会均等の実現を目的に行う暫定的な措置のこと。男女共同参画の分野では、女性の参画が少ない役職・職域・分野などに女性を積極的に登用する取組みなどをさす。

マ

●メディアリテラシー

テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、インターネット等のメディア（情報発信媒体）の特性や利用方法を理解し、情報の正誤や適正・不適正を正しく判断して活用する能力のこと。固定的な性別役割分担意識に基づく情報や、性差別的な情報がメディアによって発信されることがあるため、男女共同参画の分野においても、メディアリテラシーの向上が重要となる。

ラ

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「Reproductive Health and Rights（生殖に関する健康と権利）」。出産する子どもの人数、間隔、時期などを自由に決断できる権利や、性と生殖の健康を手に入れる権利のこと。

●労働力率

労働力人口（就業者数と完全失業者数を合わせた数）が、15歳以上の人口に占める割合のこと。「M字カーブ」の項も参照。

ワ

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

2 エス・ディー・ジーズ S D G s (持続可能な開発目標) について

「誰一人取り残さない取り残さない」を合言葉に、2030年に向けて、国連加盟 193 か国で取組みが行われています。

全部で 17 のゴール (目標) のうち、男女共同参画と関連の深い 9 つを紹介します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



栗東市ひとが輝くパートナープラン
《栗東市男女共同参画プラン 第6版》

発行年月／令和3年3月
編集・発行／栗東市

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
TEL／077-551-0290 FAX／077-551-0432